



大和高田市  
男女共同参画計画  
ビッグステップ  
(第3次)

「市民一人ひとりが心豊かに暮らせる  
男女共同参画社会の実現」に向けて



平成29年(2017年) 3月



大和高田市

# 市民一人ひとりが心豊かに暮らせる 男女共同参画社会の実現に向けて

少子高齢化、人口減少が進む社会において、将来にわたり、活力ある社会を維持していくためには、多様な人材を活用し新たな発想を取り入れていくことが重要です。しかし、社会の様々な分野には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣習が根強く残っています。男女共同参画社会は、男性も女性もすべての人が、就労の場、地域、家庭等あらゆる場面で活躍できる社会です。平成 27 年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立し、「すべての女性が輝く社会」の実現に向けた第一歩を踏みだしました。

本市におきましては、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、自らの意思によって、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成 9 年に「男女共同参画プラン」を策定し、平成 14 年には「男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、平成 19 年には「男女共同参画プラン ビッグステップ（第 2 次）」を策定し、これらの条例や計画に基づいて、男女共同参画に関する様々な施策を展開してまいりました。

このたび、第 2 次計画策定から 10 年が経過するにあたり、社会経済情勢の変化や国における男女共同参画推進に向けた新たな取組、これまでの本市の計画の進捗状況を踏まえ、さらなる男女共同参画の推進を図るために「大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ（第 3 次）」を策定しました。

「市民との連携による男女共同参画意識の醸成」「政策・方針決定課程への女性の参画拡大」「女性の就労支援」「男性に向けた男女共同参画の推進」を計画全体に関わる基本的な視点とし、「市民一人ひとりが心豊かに暮らせる男女共同参画のまち・大和高田市」実現に向けて、さらに取組を進めてまいります。

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、市民、事業者、関係団体・関係機関の皆さまと連携・協働し取り組むことが重要であり、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、市民意識調査にご協力いただいた市民の皆さま、また、貴重なご意見やご提言をいただきました男女共同参画審議会委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 29 年（2017 年）3 月

大和高田市長 吉田 誠克

# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 男女共同参画社会とは.....	2
2 計画の基本理念・めざす姿.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画全体に関わる基本的な視点.....	4
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	5
1 「大和高田市男女共同参画プラン（第2次）」策定後の 世界・国・奈良県・大和高田市の動き.....	6
2 男女共同参画をめぐる社会の変化と大和高田市の動向.....	7
3 大和高田市男女共同参画プラン（第2次）のまとめ.....	12
4 市民意識調査の結果から.....	15
<b>第3章 計画の内容</b> .....	29
1 施策の体系.....	30
2 施策の内容.....	33
基本目標Ⅰ 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち.....	33
基本目標Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち.....	39
基本目標Ⅲ 健康と安心が守られるまち.....	52
<b>第4章 計画の推進</b> .....	69
1 推進体制の整備.....	70
2 計画の進行管理.....	72
<b>資 料</b> .....	75

# 第1章

## 計画の概要

## 1 男女共同参画社会とは

平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。国の第4次男女共同参画基本計画においては、目指すべき社会を次の4つにまとめています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

また、大和高田市男女共同参画推進条例においては、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう」と、規定しています。

## 2 計画の基本理念・めざす姿

本市においては、平成14年（2002年）4月1日に「大和高田市男女共同参画推進条例」を施行しました。その中では、6つの基本理念（第3条）を掲げ、市と市民、事業者との協働で男女共同参画社会の形成に取り組むとしています。条例の基本理念を本計画の基本理念とし、「市民一人ひとりが心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現」をめざします。

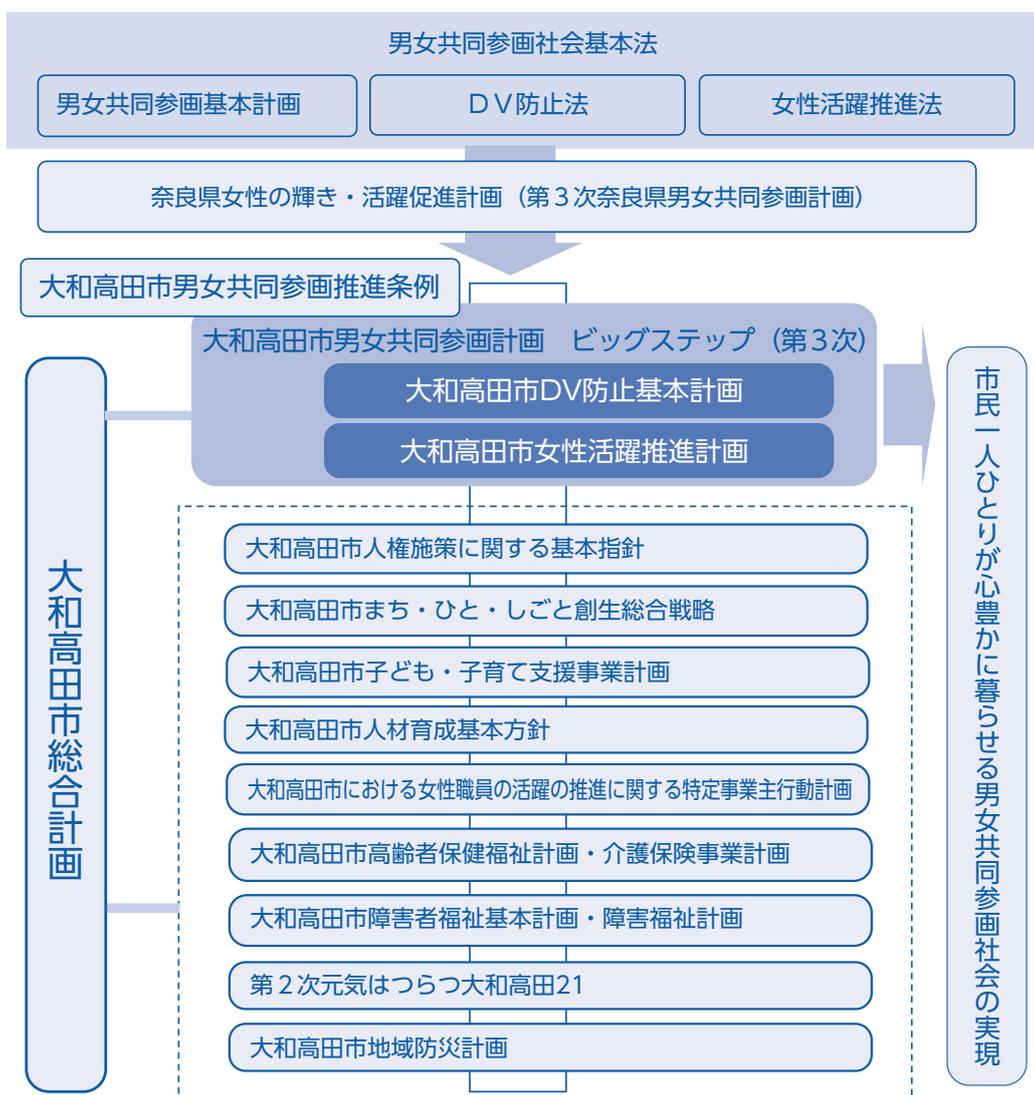
### 基本理念（第3条）

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、行われなければならない。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「大和高田市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく計画であり、国の「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という）」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）」に規定する計画にあたります。

また、本計画は、「第4次大和高田市総合計画 後期基本計画」の第2章「人権尊重の社会 第8節 男女共同参画社会の実現」の部門別計画として位置づけられ、他の部門別計画との整合性を図った計画で、関連する計画を男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。



### 4 計画の期間

平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10か年とします。ただし、男女共同参画に関する社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、適切な施策の推進を図るため、5年後をめどに計画の見直しを行います。

## 5 計画全体に関わる基本的な視点

### 1. 市民との連携による男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会を実現するための取組は、行政のみが取り組むのではなく、市民、地域活動団体、市民活動団体、事業者、経済団体、教育機関等、様々な立場の人々が連携・協働して進めていくことが重要です。

教育の場、地域・市民活動の場、働く場、医療の場等、社会のあらゆる場に携わる人々が構成員となる「ヒート ハート たかだ（大和高田市男女共同参画推進市民会議）」は、本市の男女共同参画推進の重要な担い手であり、強みです。今後は、「ヒート ハート たかだ」を核として、多様な市民・団体等との連携・協働を進め、それぞれの主体的な活動を支援しつつ、社会のあらゆる分野に根付いている「固定的な性別役割分担意識」を払拭し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

### 2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

将来にわたり、活力ある社会を維持していくためには、多様な人材を活用し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。しかし、社会の様々な分野に固定的な性別役割分担意識を基にした男性中心のしくみや慣習が根強く残っており、女性の意見を政策・方針決定過程の場に反映されているとはいえないのが現状です。

女性がエンパワーメントするための施策を充実するとともに、市の重要な政策や方針を決定する審議会等に、いろいろな分野で活躍している女性が参画し、多様な意見を施策に反映させることができるよう、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を含めて多方向からの取組を積極的に展開します。

### 3. 女性の就労支援

本市においては、女性の20歳代後半以降の労働力率は全国の平均を下回っています。また、母子家庭の母親、高齢女性においてはDVや家族関係等も含めて貧困の問題が大きくなっています。そこで、本市では、「大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を掲げて、創業支援や大和高田市特産野菜の生産・加工支援等、就労の場づくりの様々な取組を展開しようとしています。しかし、経済活動や農産物の生産の歴史の中では、男性を中心に発展・継承されてきた傾向があります。子どもの頃から女性自身の勤労観・労働観の育成も含めて、女性の就労に関する総合的な支援を進めます。

### 4. 男性に向けた男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、すべての人が就労の場、地域、家庭等あらゆる場面で活躍できる社会です。これまで固定的な性別役割分担意識によって、「男は仕事」「男は男らしく」と生き方をせばめると同時に、生きづらさを感じる男性も多く、自殺者も男性が多くなっています。男性にとっての男女共同参画社会形成の意義について理解を深め、社会も男性自身も「男らしさ」にとらわれず、地域や家庭においてもいきいきと活躍し、喜びを感じられる心豊かな生き方ができるよう施策を充実します。

## 第2章

# 計画策定の背景

# 1 「大和高田市男女共同参画プラン(第2次)」策定後の世界・国・奈良県・大和高田市の動き

	世界	国	◆奈良県●大和高田市
平成 19 年 (2007 年)		◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成 20 年 1 月施行) ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●大和高田市男女共同参画プラン ビッグステップ(第 2 次)策定
平成 20 年 (2008 年)		◆「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ◆女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	
平成 21 年 (2009 年)		◆男女共同参画シンボルマーク決定 ◆「育児・介護休業法」改正 ◆女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	◆「女性の就業等意識調査」実施
平成 22 年 (2010 年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	◆APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ◆第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 ◆「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ◆「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	●「大和高田市事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査」実施
平成 23 年 (2011 年)	UN Women 正式発足		◆「子育て女性就職相談窓口」を奈良労働会館内に設置
平成 24 年 (2012 年)	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
平成 25 年 (2013 年)		◆若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行) ◆「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる	
平成 26 年 (2014 年)	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	◆「女性の社会参加に関する意識調査」実施 ●「大和高田市男女共同参画社会づくり表彰制度」創設 ●「大和高田市いきいき会社宣言事業所制度」創設
平成 27 年 (2015 年)	◆G7 首脳宣言(2015 年エルマウ・サミット)で女性の起業、経済的能力の強化について採択 ◆国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))	◆第 3 回国連防災世界会議(「仙台防災枠組 2015-2030」と「仙台宣言」採択) ◆「女性活躍加速のための重点方針 2015」決定 ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ◆「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	◆「女性の活躍促進会議」設置
平成 28 年 (2016 年)		◆「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 ◆改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法に基づき、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等を公布 ◆「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	◆「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第 3 次奈良県男女共同参画計画)」策定 ◆課の名称を「女性支援課」から「女性活躍推進課」に変更 ●「大和高田市男女共同参画社会についての市民意識調査」実施

## 2 男女共同参画をめぐる社会の変化と大和高田市の動向

### (1) 人口減少、高齢化の進展、生産年齢人口の減少、世帯の縮小

平成7年をピークに人口が減少するとともに、少子化・高齢化が急速に進んでいます。

中でも、65歳以上の単独世帯では女性の一人暮らしが多く、平成22年では、約74%を占めています。(図表2-2-1、2)

また、「夫婦と子どもからなる世帯」が減少し、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が増加、「女親と子どもからなる世帯」も微増し、『ひとり親家庭』（男親と子どもからなる世帯と女親と子どもからなる世帯の合計）は、平成22年では11.1%を占めています。(図表2-2-3)

図表 2-2-1 年齢3区分別人口と少子高齢化の推移 (大和高田市)



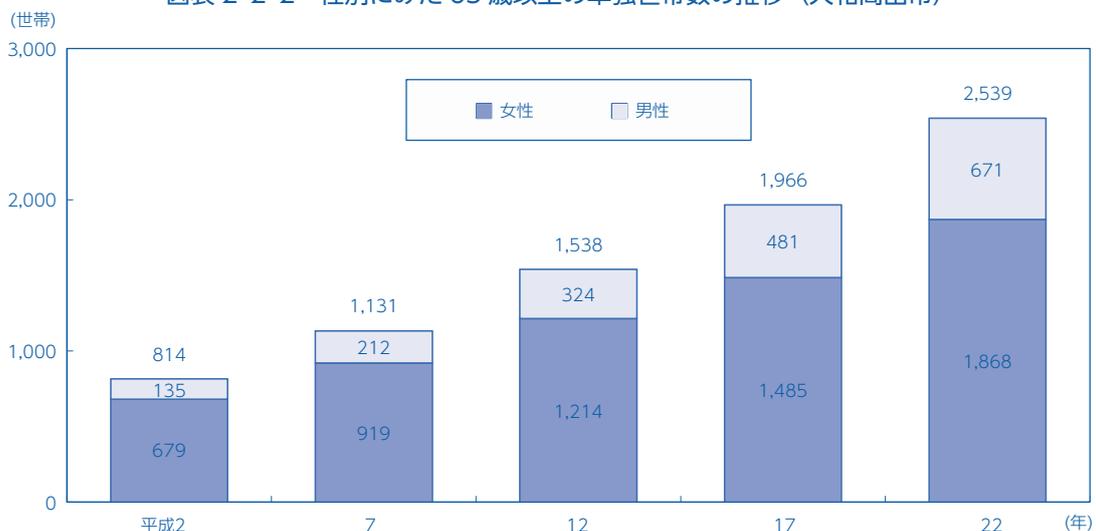
注1) 実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。

2) 高齢化率・少子化率は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。

資料：総務省「国勢調査」(平成2年～27年)

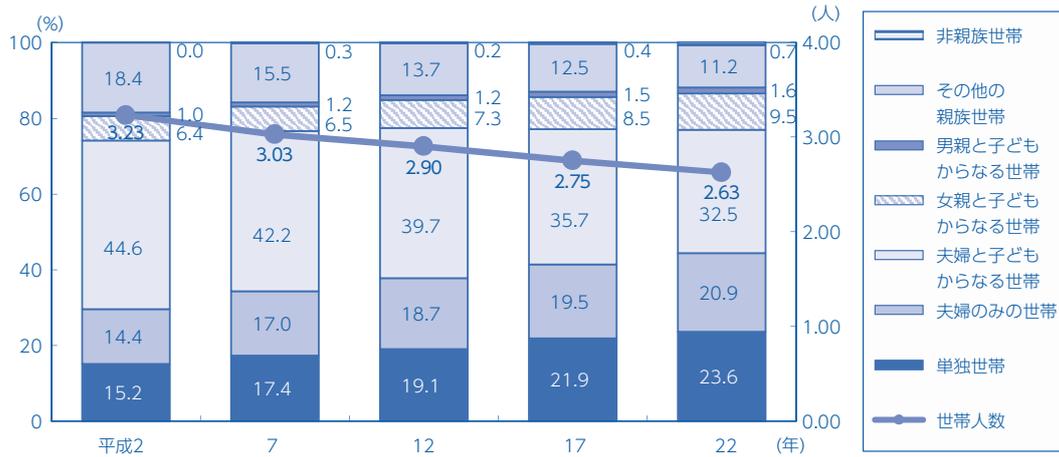
国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)(平成32年～52年)

図表 2-2-2 性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移 (大和高田市)



資料：総務省「国勢調査」

図表 2-2-3 世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移（大和高田市）



注) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している。

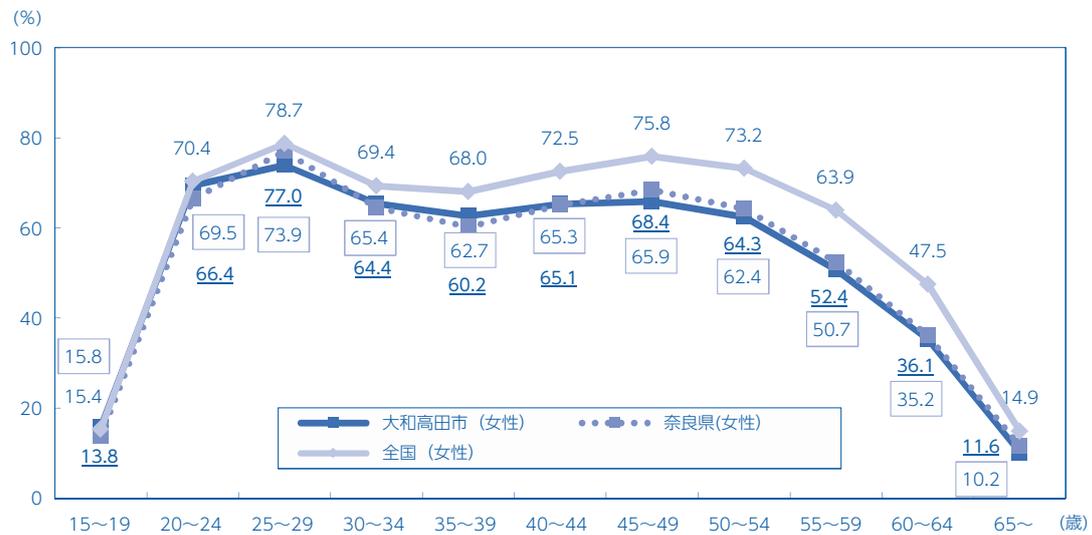
資料：総務省「国勢調査」

## (2) 労働市場における女性の潜在力の可能性と雇用の二極化

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、結婚や子育て期に低下する M 字曲線を描くのが特徴です。本市においては、20 歳代後半では 73.9% であるものの、その後は 65% 前後で推移し、M 字の後半の山も高くありません。(図表 2-2-4)

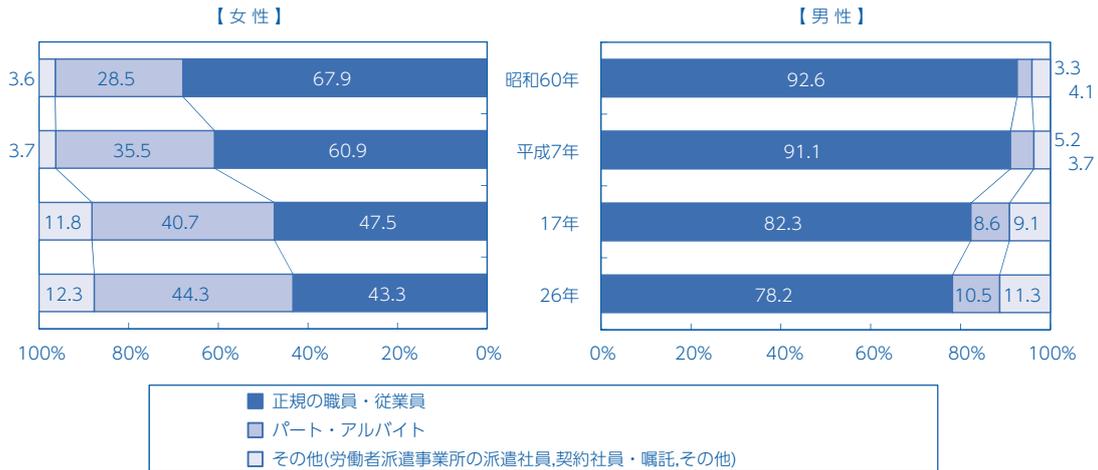
また、女性は、非正規雇用者の割合が高くなっています。(図表 2-2-5)

図表 2-2-4 女性の年齢階級別労働力率（全国・奈良県・大和高田市）



資料：総務省「国勢調査」(平成 22 年)

図表 2-2-5 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（全国）



注) 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

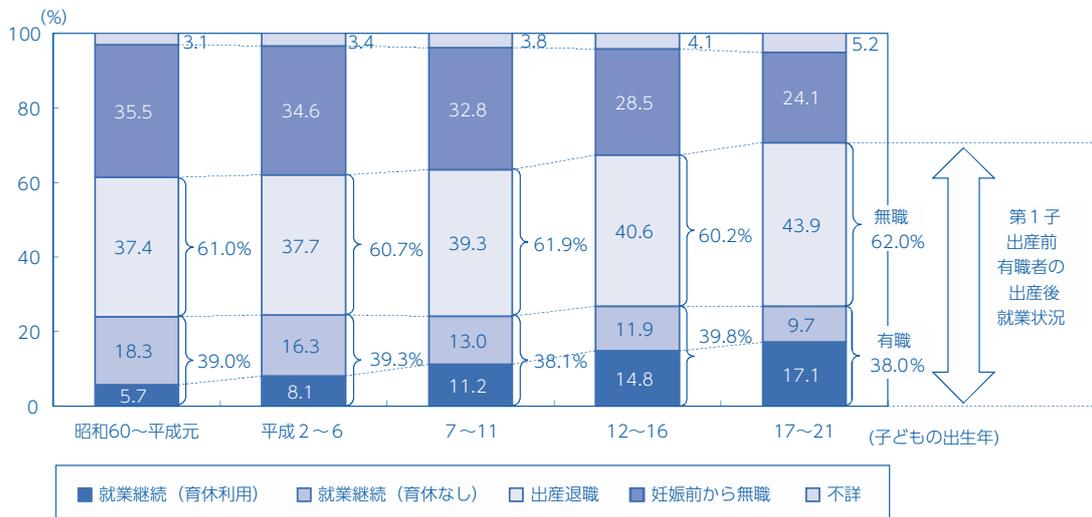
資料：内閣府「男女共同参画白書」平成27年版

### (3) 出産で60%強の女性が離職する

就業継続する女性のうち、育児休業を利用して就業を継続する女性の割合は増加していますが、60%強の女性が出産にともなって離職しています。(図表2-2-6)

常用労働者の場合をみると、女性の90%以上が育児休業を取得している一方で、男性は1%程度にとどまっています。

図表 2-2-6 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



注1) 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。

2) 第1子が1歳以上15歳未満の子をもつ初婚どうし夫婦について集計。

3) 出産前後の就業経歴

- 就業継続(育休利用) — 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
- 就業継続(育休なし) — 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
- 出産退職 — 妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
- 妊娠前から無職 — 妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

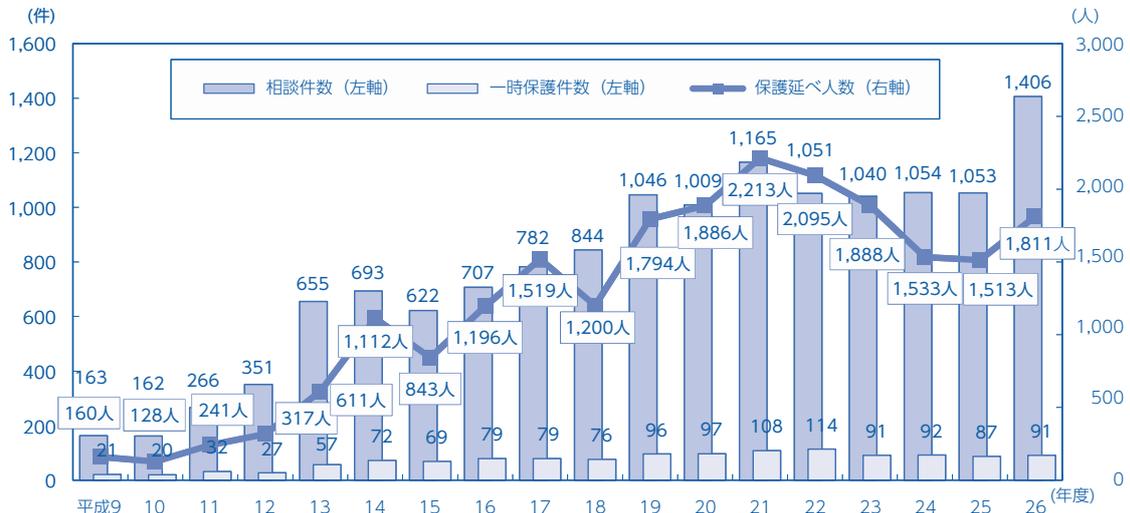
資料：内閣府「男女共同参画白書」平成28年版

#### (4) 女性や子どもに対する暴力への対策が求められている

奈良県では、平成 26 年度には、DV の相談件数が 1,406 件と前年度に比べて 30% 増となっています。(図表 2-2-7)

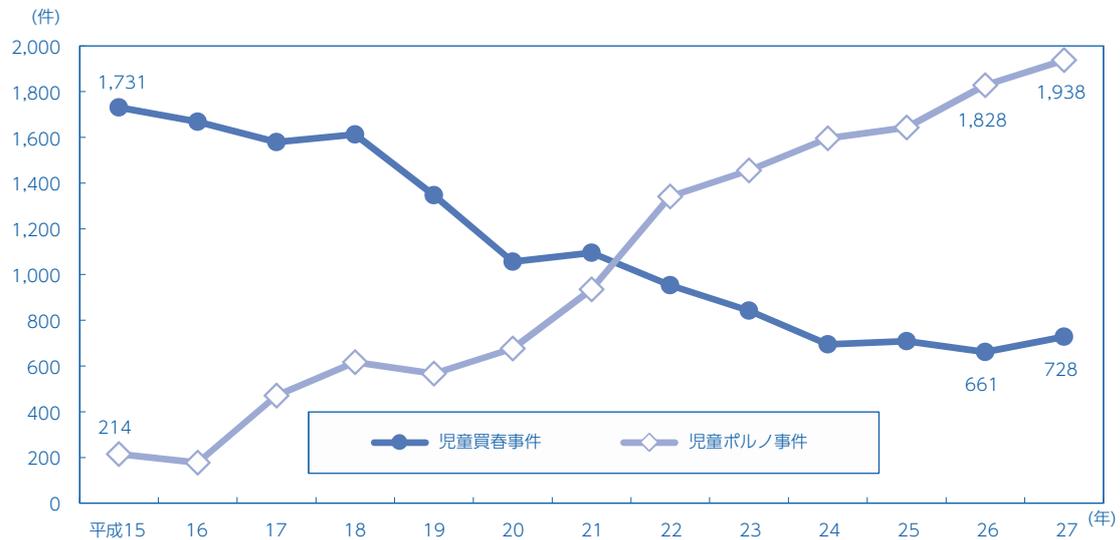
また、全国では、児童買春事件の検挙件数は減っているものの、その逆に児童ポルノ事件の検挙件数は増えています。(図表 2-2-8)

図表 2-2-7 DV の相談等件数の推移 (奈良県)



資料：奈良県「女性の輝き・活躍促進計画」(平成 28 年)

図表 2-2-8 児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移 (全国)



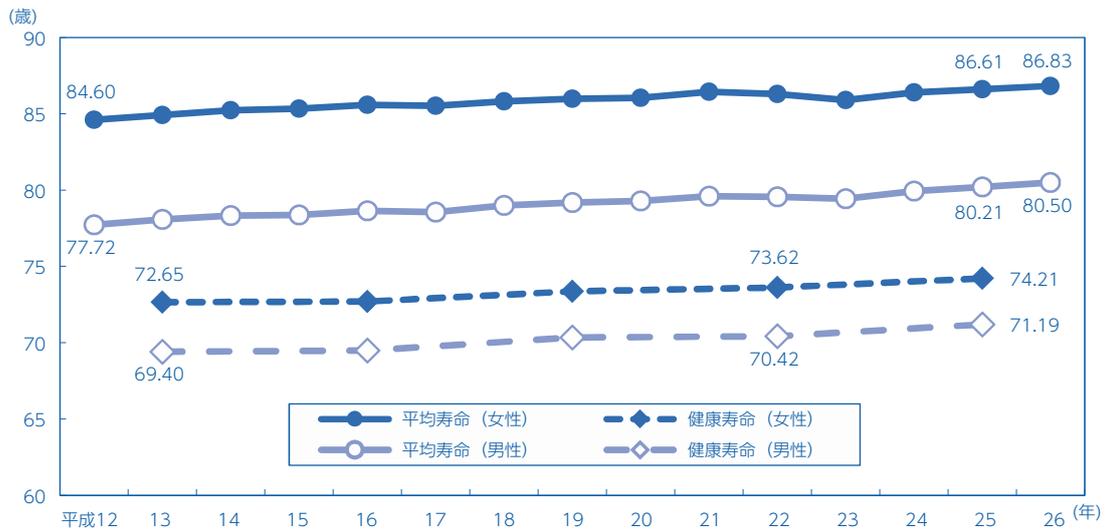
注) 警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」より作成。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成 28 年版

#### (5) 平均寿命と健康寿命に差

平均寿命はゆるやかな伸びが続き、平成 26 年では女性 86.83 歳、男性 80.50 歳と過去最高を記録しています。しかし、健康寿命との差は、女性で 12 年、男性で 9 年となっています。(図表 2-2-9)

図表 2-2-9 男女別平均寿命と健康寿命の推移 (全国)



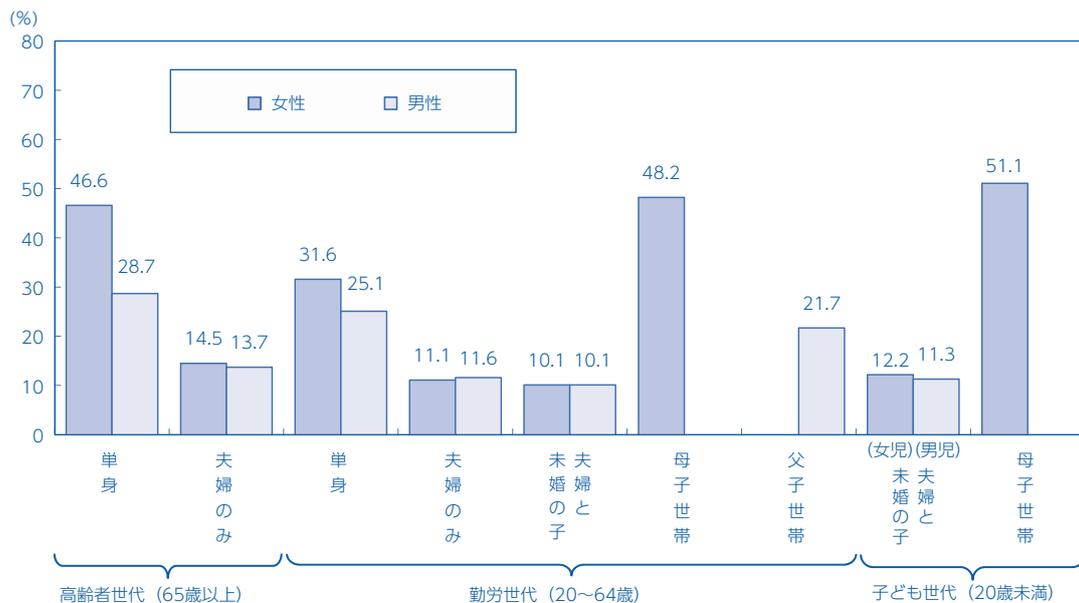
注 1) 平均寿命は、平成 12 年、17 年及び 22 年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、13 年から 22 年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、25 年は厚生労働省資料より作成。  
 2) 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成 28 年版

## (6) 単身高齢女性世帯と母子世帯の相対的貧困率は高い

厚生労働省「全国母子世帯等調査結果報告（平成 23 年度版）」によると、母子世帯の母の年間就労収入は、200 万円未満の割合が 60% を超えており、平均年間就労収入は 181 万円です。また、女性の高齢単身世帯や母子世帯の相対的貧困率がとびぬけて高くなっています。（図表 2-2-10）

図表 2-2-10 年代別・世帯類型別相対的貧困率 (全国)



注 1) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 22 年) を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ (阿部彩委員) による特別集計より作成。  
 2) 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の 50% 未満の人の比率。  
 3) 対象年は平成 21 年。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成 24 年版

### 3 大和高田市男女共同参画プラン（第2次）のまとめ

平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「大和高田市男女共同参画プラン ビッグステップ（第2次）」の中で、「男女平等意識がすみずみまで浸透したまち」「男女がともにあらゆる分野に参画できるまち」「健康と安心が守られるまち」を基本目標として、市民、事業所、各種団体等と協働・連携して様々な取組をしてきました。

#### 基本目標Ⅰ 男女平等意識がすみずみまで浸透したまち

##### 基本課題1 男女平等意識の浸透

- 平成15年に「男女共同参画推進市民会議（以下、「ヒート ハート たかだ」という）」を発足し、市との協働で、性別で判断することから生じる思い込みや偏見をなくし、男女平等や男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を地域や事業所、家庭に浸透させるための活動を進めています。
- 広報や啓発の手段としては、市の広報誌やホームページへの記事掲載の他、自治会掲示板、市の公共施設等を活用したポスターの掲示、保育所や幼稚園の保護者に向けてチラシの配布等様々な機会を活用するとともに、事業の報告等について積極的にマス・メディアへの情報提供をしてきました。
- 平成27年度には、子育て世帯や働く女性をサポートするための「子育てライフサポートナビ」を開設し、市の行政サポートや子育て等の情報を発信しています。
- 「男女共同参画情報誌『はーもにー』」は、平成28年度で30号の発行となりました。男女共同参画を身近に感じて読んでもらえるよう工夫し、全戸配布しています。

##### 基本課題2 男女平等、男女共同参画に関する教育の充実

- 保育所では、友だちや周りの人を大切にする保育の実践、「人権を確かめあう集い」の年間計画に基づき実施することで、子どもへの意識づけを行ったり、職員対象の人権研修会（年3～4回）を開催することで、職員の人権意識の向上を図っています。保護者に向けては、男女平等や子どもの人権について内容を掲載した「推進だより」を年数回発行し、啓発活動を行っています。
- 幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、男女平等の視点を踏まえた指導計画を作成し指導実践しています。男女を区別することなく、一人ひとりの違いを認め、発達段階に応じた保育を行っています。また、教職員は、研修会や講演会で学んだ内容を職員間で共有しながら、日々の保育に生かしていけるようにしています。
- 小中学校では、副読本「なかま」を計画的に利用し、男女平等の意識を培う学習を推進し、学級活動や特別活動での指導を行っています。
- 中学校では、平成25年度から全校で職業体験が実施されるようになり、性別による役割分担にとらわれない進路指導と職業観の育成に努めています。
- 小学校では、平成25年度には全校で男女混合名簿になりましたが、中学校においては、男女別名簿のままです。他郡市の実践等を踏まえ検討が必要です。

#### 基本目標Ⅱ 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち

##### 基本課題1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- ヒート ハート たかだ委員に活動を通して、意識啓発やエンパワーメントのための機会を設けながら、人材育成を図りつつ、審議会委員への推薦も行ってきました。
- 「防災会議」においては、平成24年9月議会で、防災計画に、より多様な意見が反映されるよう委員会の枠組を整理し、女性委員登用も視野に入れた防災会議条例の改正が行われ、

女性委員が2名となっています。

- 市の課長級以上の管理職に占める女性の割合は、目標値（20%）に達していませんが、平成28年度8.1%で、わずかですが増えており、平成27年度に初の女性の部長も誕生しています。
- 市役所における女性活躍推進のため、「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、計画に則った実効性のある取組を進めています。
- 審議会等への女性の参画については、第2次プランでは40%に目標値を引き上げましたが、平成27年度で27.5%、女性委員0人の審議会がわずかですが固定化していて、女性委員の選出方法について検討が必要です。
- 教職員には昇任選考試験への積極的な働きかけを行っていますが、変化がありません。
- 自治会の会長職については、女性の参画は進んでいない状況となっています。

## 基本課題2 男女がいきいき働ける就労の場づくり

- 平成22年度には大和高田商工会議所協力により、市内事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査を実施。その結果を踏まえて、事業所向けの啓発パンフレット「はじめませんか！いきいき会社宣言」を作成し、商工会議所ニュースとともに1,500事業所に配布しました。
- 平成25年度からハローワーク大和高田と保育課・学校教育課・子育てサポートクラブと連携し、乳幼児のいる再就労したい女性を対象に「マザーズセミナー」を開催。就職活動の進め方や保育所等の情報を詳しく知ることができると好評です。
- 同じく、ハローワーク大和高田と連携し、平成27年度からは、仕事と子育ての両立を支援している事業所との直接面談の場の提供を目的に就職面接会を開催しています。
- 平成26年度からは「大和高田市いきいき会社宣言事業所制度」を設け、女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援等、性別に関わらずだれもが働きやすい環境づくりを進めている市内事業所を登録し、その取組を市ホームページや男女共同参画情報誌「はーもにー」等で積極的にPRしています（平成28年度14社の登録）。同時に、顕彰制度「大和高田市男女共同参画社会づくり表彰」を創設し、男女共同参画の職場づくりを推進しています。
- 平成27年10月から商工会議所・県関連機関・市内金融機関等と連携し、市に創業者支援総合窓口を設置し、商工会議所開催の4講座を受講した人に、産業振興課で融資に対して利子補給を行っています。
- 家族経営協定は、平成22年度から24年度にかけて締結件数が増え、現在8件となっています。

## 基本課題3 男女がともに担うまちづくりの推進

- 地域における男女共同参画推進の方策の一つとして、平成26年度に創設した顕彰制度「大和高田市男女共同参画社会づくり表彰」に、個人の部・団体の部を設けています。
- 防災の取組においては、自主防災会の組織率を上げるために、「防災出前講座」を開催し、男女で取り組む防災・減災の取組の重要性を啓発するとともに、自治会役員への女性の参画を呼びかけています。かつ、女性消防団の活躍も推進しています。
- 男性の家庭生活への参加促進のため、「ヒート ハート たかだ」や「食生活改善推進員協議会」、公民館、葛城コミュニティセンター、校区の健康づくり推進協議会で「男性料理教室」を実施しています。また、児童館では父と子対象の育児講座を開催しています。

## 基本目標Ⅲ 健康と安心が守られるまち

### 基本課題1 男女の生涯を通じた健康づくり

- 健康増進課（保健センター）では「元気はつらつ大和高田21」計画に基づき、保健対策を積極的に進めています。平成22年には「大和高田市食育計画」を策定し、食生活改善推進

員による調理実習（男性・親子）の実施、健診・教室での栄養相談、保育課・学校教育課との連携により保育所、幼稚園、小学校での食育計画の推進を図っています。また、産業振興課との連携により、子どもたちに農業の体験を実施しています。

- 乳がん、子宮がんの受診率をあげるために、平成 21 年度から無料クーポン券と検診手帳をそれぞれの年度の対象者宛に送付しています。
- 平成 25 年度から自殺者を 1 人でも減らすためにゲートキーパーの研修会の開催や「いのちとこころを支える相談窓口」の紹介のためのパンフレットの作成等取組を進めています。
- 平成 11 年から、女性が抱える様々な問題や悩みをフェミニストカウンセラーが相談に応じている「女性相談」を開設しました。開始当時は、相談日が月 1 回（平日午前開催）でしたが、平成 14 年度からは月 2 回、平成 27 年度 7 月からは土曜日午後を増設して月 3 回実施しています。段階を経て、相談事業の充実が図られ、相談者のニーズに対応できるようになってきています。
- 平成 27 年度から、市内小中学校において奈良県助産師会や市立病院による「いのちの出前講座」を実施しています。児童生徒が、妊娠・出産・育児について学ぶとともに、道徳教育の中の命を大切に作る心・他人を思いやる心を基盤とした性教育を行っています。

## 基本課題 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力根絶のための啓発や相談窓口についての情報提供を、ちらしやポスター、市広報誌「やまとたかだ」、男女共同参画情報誌「はーもにー」、ホームページで行っています。
- 平成 21 年度に大和高田市 DV 被害者等生活支援給付金給付事業を実施しました。
- DV 支援については、大和高田市虐待防止ネットワークに関係する課・機関と連携を図り、情報交換を行いながら支援を行っています。緊急を要するケースが増えつつある中、連携体制が密になりつつあります。
- 平成 27 年度からは、人権施策課・児童福祉課・保護課・社会福祉課・健康増進課・地域包括支援課の連携により、移送手段としてタクシーを利用できるよう予算化を図り、被害者を一時保護所へ安全に移送することができるようになりました。

## 基本課題 3 だれもが安心して暮らせる環境づくり

- 平成 22 年度からは「こんにちは赤ちゃん事業」として、看護師による生後 4 ヶ月までの全戸訪問を行い、その際に情報誌「すこやか」を配布することで、子育て支援センターや児童館、子育てサポートクラブの存在を知り、利用する人が増えています。訪問により継続した支援が必要な場合は、健康増進課（保健センター）につないでいます。
- 学童保育の預かり時間は、平成 19 年 1 月に、保護者からの要望を受けて、放課後から 17 時 30 分までを 18 時に延長しました。平成 27 年には長期休暇と土曜日の朝の預かり時間を 9 時から 8 時 30 分にしています。
- 現在保育所の待機児童はゼロであり、多様なニーズに対応するために、「乳児保育」「長時間保育」「延長保育」「一時預かり保育」「子育て支援事業」「病児保育」を実施しています。
- 病児保育に関しては、平成 27 年 6 月から民間に委託し、病児保育園「ぞうさんのおうち」を開設しました。看護師の配置も全園ではありませんが平成 19 年度から行っています。
- 平成 28 年度からは、市民交流センター 3 階で、託児事業・子育て支援事業を開始しました。
- 平成 22 年 8 月からは、父子家庭においても児童扶養手当が支給になり、平成 23 年 8 月 1 日からは、ひとり親家庭の親子の健康保持増進を図ることを目的とした医療費助成制度が母子家庭と同様に適用となりました。
- 人権施策課で開催する「人権セミナー 21」は、年間 4 回の連続講座を開催しており、女性の講師の招聘や男女共同参画に関するテーマに LGBT 等広く人権問題を取り上げるよう努めています。

## 4 市民意識調査の結果から

「第3次大和高田市男女共同参画計画」策定の基礎資料として、「男女共同参画社会についての市民意識調査」を実施しました。調査概要は以下の通りです。

### 【調査の方法・内容】

- 1 調査対象 市内在住の満20歳以上の市民
- 2 標本数 3,000人（女性1,643人、男性1,357人）
- 3 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出（基準日：平成28年8月1日）
- 4 調査方法 郵送によるアンケート調査（督促状1回）
- 5 調査期間 平成28年9月13日～9月27日
- 6 調査内容
  - ①回答者の属性      ②家庭生活や子育て、教育について
  - ③仕事について      ④女性に対する暴力や健康、地域でのこと等について
  - ⑤男女共同参画について
- 7 回収状況

標本数	回収数 (率)	有効回収数 (率)	無効数
3,000	1,345 (44.8%)	1,344 (44.8%)	1

### 【年代別回収率】

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	合計
女性	人数	67	68	111	151	196	215	0	808
	%	8.3	8.4	13.7	18.7	24.3	26.6	0.0	100.0
	回収率 (%)	34.0	37.8	41.3	53.9	67.4	50.5	—	49.2
男性	人数	42	46	73	83	147	137	1	529
	%	7.9	8.7	13.8	15.7	27.8	25.9	0.2	100.0
	回収率 (%)	22.1	26.3	30.2	37.6	56.5	50.9	—	39.0
合計	人数	110	114	185	234	344	354	3	1344
	%	8.2	8.5	13.8	17.4	25.6	26.3	0.2	100.0
	回収率 (%)	28.4	32.1	36.2	46.7	62.4	50.9	—	44.8

※「合計」には「女性・男性と答えることに抵抗を感じる」と「無回答」を含むため、女性と男性の合計は一致しません。

### 【今回調査の信頼区間 主な標本における比率の信頼区間（信頼度95%）】

(女性)			(男性)		
P (%)		信頼区間の1/2幅	P (%)		信頼区間の1/2幅
50		3.4	50		4.2
45	55	3.4	45	55	4.2
40	60	3.3	40	60	4.1
35	65	3.2	35	65	4.0
30	70	3.1	30	70	3.9
25	75	2.9	25	75	3.7
20	80	2.7	20	80	3.4
15	85	2.4	15	85	3.0
10	90	2.0	10	90	2.5
5	95	1.5	5	95	1.8

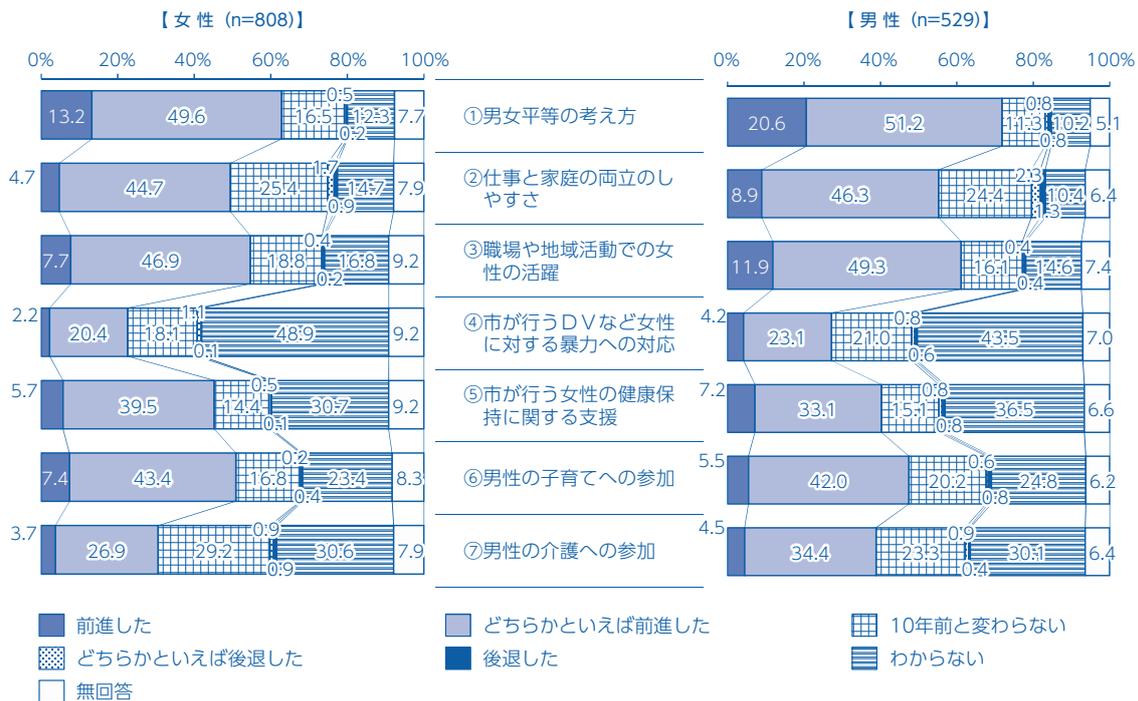
## 【調査の結果】

### 1 大和高田市における10年間の男女共同参画に関する状況の進捗度

『進んだ』（「前進した」と「どちらかといえば前進した」の合計）が50%を超えるのは、男女ともに「①男女平等の考え方」「③職場や地域活動での女性の活躍」、女性で「⑥男性の子育てへの参加」、男性で「②仕事と家庭の両立のしやすさ」です。「④市が行うDV等女性に対する暴力への対応」の『進んだ』とする割合は、最も低く、男女ともに20%台です。

男女ともすべての項目で『進んだ』の割合が、「10年前と変わらない」を上回っていますが、「④市が行うDV等女性に対する暴力への対応」「⑤市が行う女性の健康保持に関する支援」「⑦男性の介護への参加」は「わからない」の割合が高くなっています。

図表 2-4-1 性別 10年間の男女共同参画に関する状況の進捗



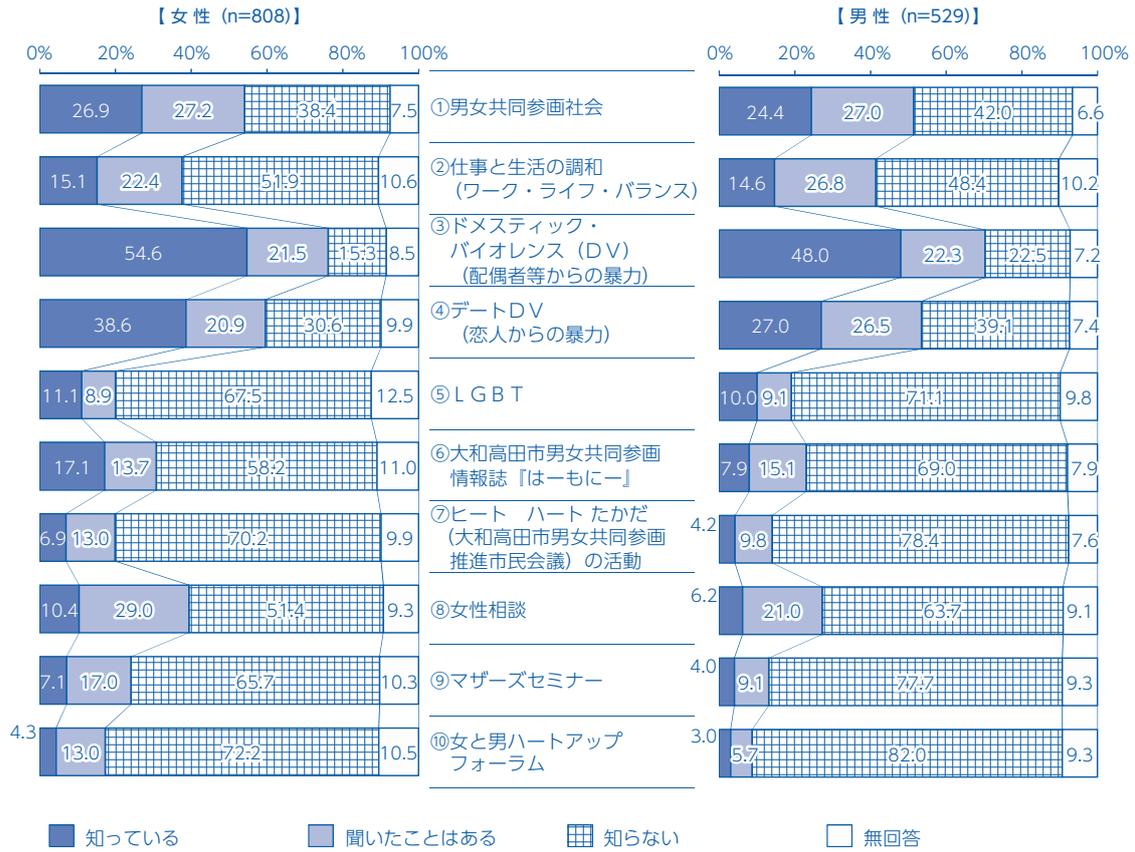
### 2 男女共同参画に関する言葉や大和高田市の取組の認知度

言葉の認知度で『知っている』（「知っている」と「聞いたことはある」の合計）の割合が最も高いのは、「③ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者等からの暴力）」で、男女ともに70%を超えています。次いで、「④デートDV（恋人からの暴力）」「①男女共同参画社会」です。

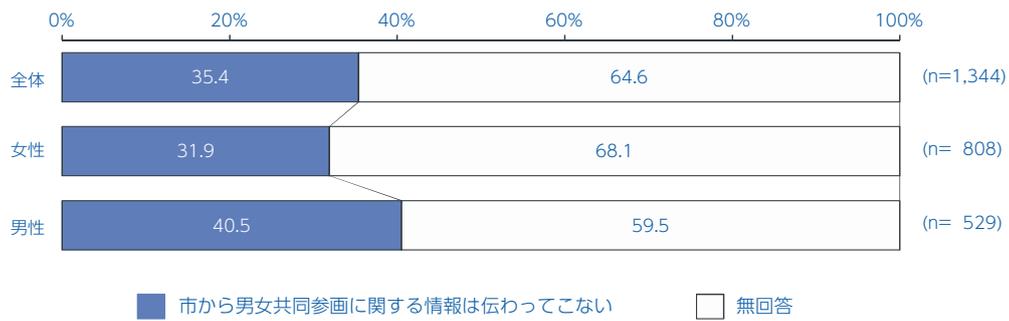
取組の認知度で最も高いのは「⑧女性相談」で、『知っている』の割合は女性の方が約12ポイント高く、前回調査と比べると女性30.8ポイント、男性21.2ポイントと大幅に高くなっています。

また、「市から男女共同参画に関する情報は伝わってこない」の割合は、女性31.9%・男性40.5%と高くなっています。

図表 2-4-2 性別 言葉や大和高田市の取組の認知度



図表 2-4-3 性別 大和高田市の男女共同参画に関する情報の伝わり度

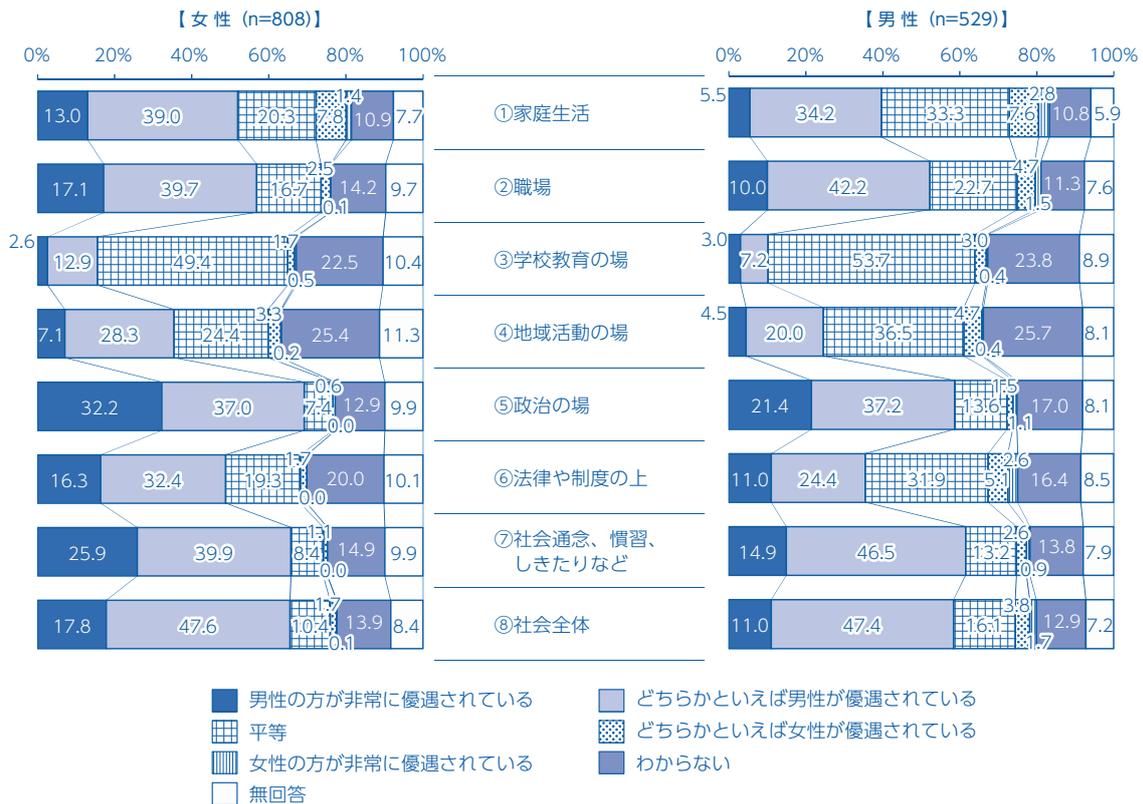


### 3 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感を分野別にみると、「平等」の割合が最も高いのは、「③学校教育の場」で、男女ともに50%前後です。また、総じて「平等」とする割合は男性が高くなっています。

『男性優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）が高いのは、「⑦社会通念、慣習、しきたり等」（女性65.8%・男性61.4%）、「⑤政治の場」（女性69.2%・男性58.6%）、「⑧社会全体」（女性65.4%・男性58.4%）。「わからない」の割合が最も高いのは、「④地域活動の場」です。これは、全国調査と同じ傾向です。

図表 2-4-4 性別 男女の地位の平等感



### 4 固定的な性別役割分担意識についての考え方

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について『そう思わない』割合（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）は、女性57.2%・男性53.7%で、前回調査の女性42.3%・男性37.3%を男女ともに約15ポイント上回っています。

全国調査と比較すると、『そう思わない』（全国調査では『反対』）は本市が高くなっています。年代別でみると、若年層で『そう思わない』率が高い傾向です。

図表 2-4-5 性別 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

(%)

		対象者数 (人)	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答
大和高田市調査 (平成 28 年度)	女性	808	5.2	25.6	17.1	40.1	4.8	7.2
	男性	529	7.2	29.3	14.6	39.1	3.0	6.8
大和高田市調査 (平成 17 年度)	女性	733	15.7	37.9	14.2	28.1	2.3	1.8
	男性	467	21.4	37.0	9.9	27.4	1.5	2.8
全国調査 (平成 26 年度)	女性	1692	11.2	32.0	34.2	17.4	5.1	
	男性	1345	14.2	32.3	32.0	14.5	7.0	

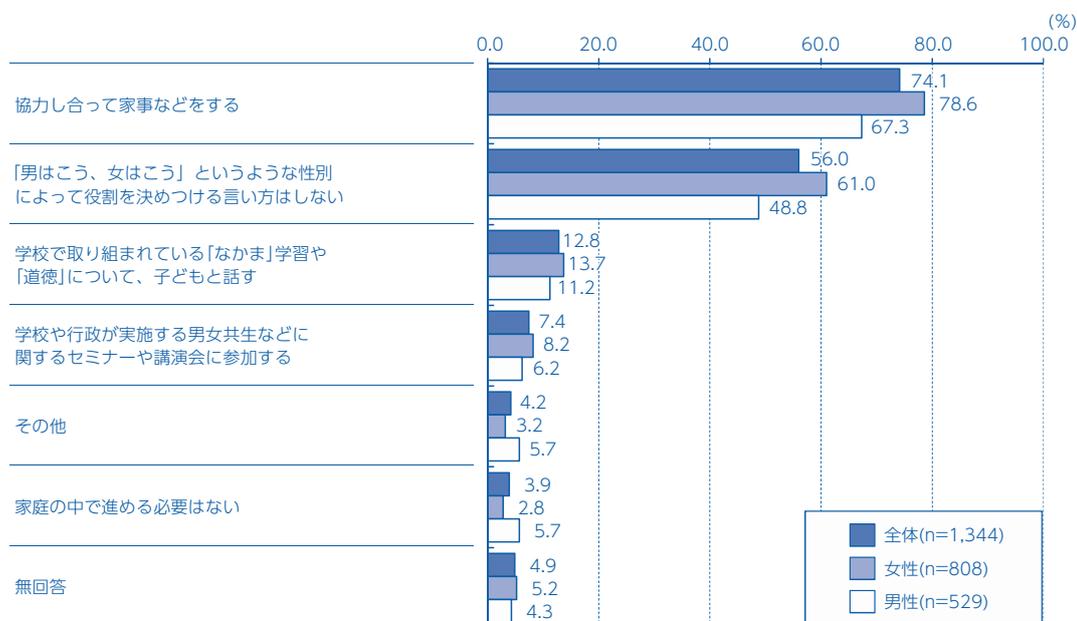
注) 全国調査の選択肢は「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」

資料：全国調査（内閣府）「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年度）

### 5 家庭教育の中で男女共生の考え方を育むために必要なこと

家庭教育の中で、男だから女だからに関係なくお互いを尊重し協力し合える男女共生の考え方を育むために必要なこととしては、男女ともに「協力し合って家事等をする」「『男はこう、女はこう』というような性別によって役割を決めつける言い方はしない」の割合が高くなっています。この2項目については、男性よりも女性の割合が高くなっています。

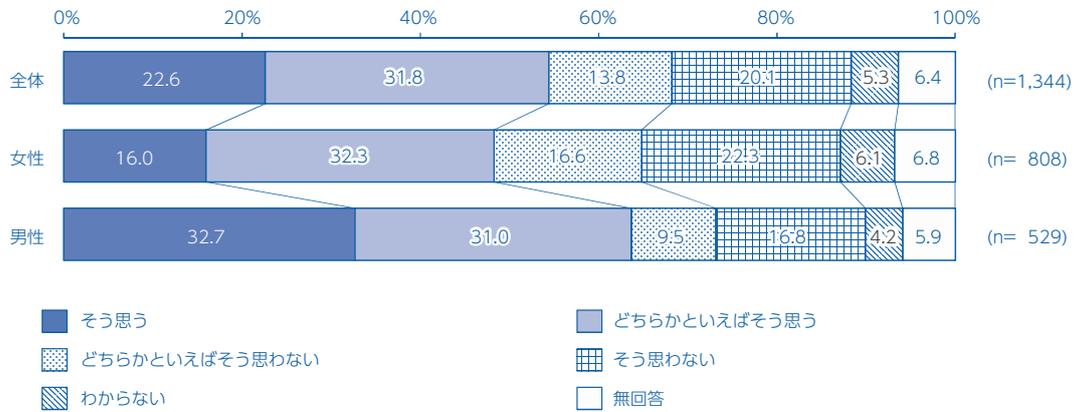
図表 2-4-6 性別 家庭教育の中で男女共生の考え方を育むために必要なこと



## 6 「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方

『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）割合は、男女ともに『そう思わない』より高く、特に男性は、女性より高く、約15ポイントの開きがあります。

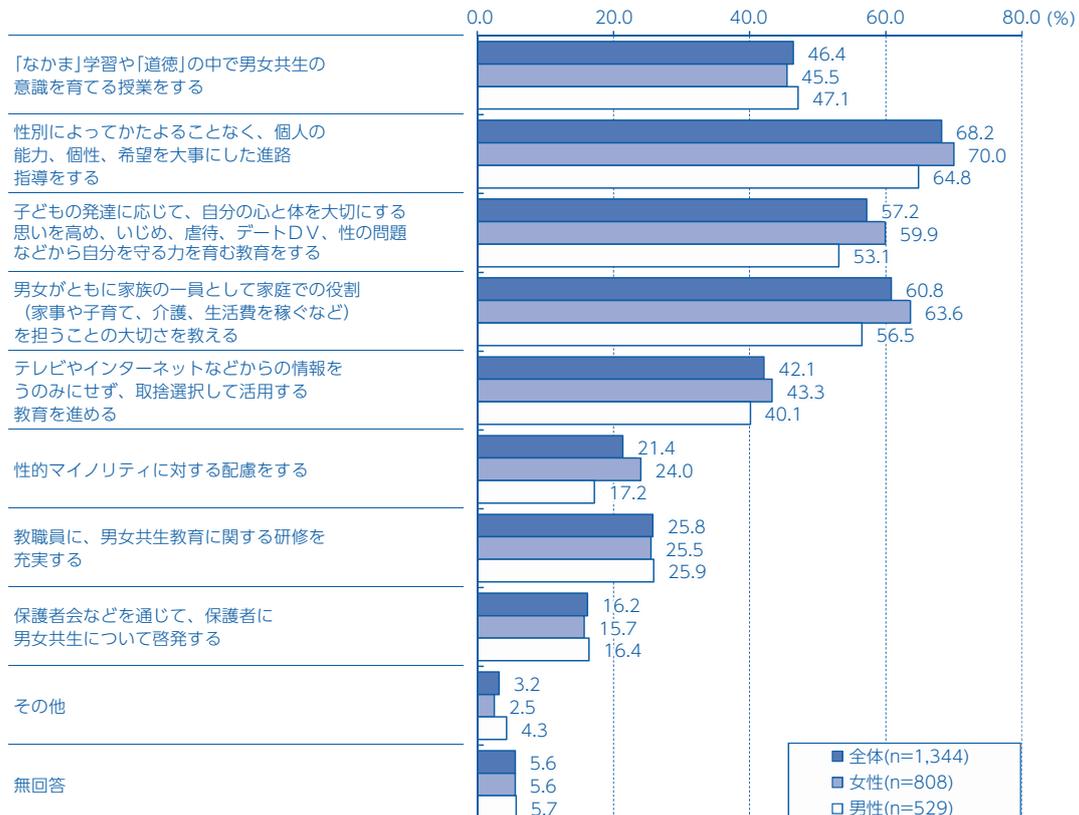
図表 2-4-7 性別「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方



## 7 男女共生を進めるために小学校・中学校で重要な取組とは

重要とされているのは、「性別によってかたよることなく、個人の能力、個性、希望を大事にした進路指導」「男女がともに家庭での役割を担うことの大切さを教える」「子どもの発達に応じて、自分の心と体を大切にすることを高め、いじめ、虐待、デートDV、性の問題等から自分を守る力を育む教育をする」で、「個人を大事にした進路指導」「家庭での協働の教育」「自分を守る力を育む」ことへの期待が大きくなっています。

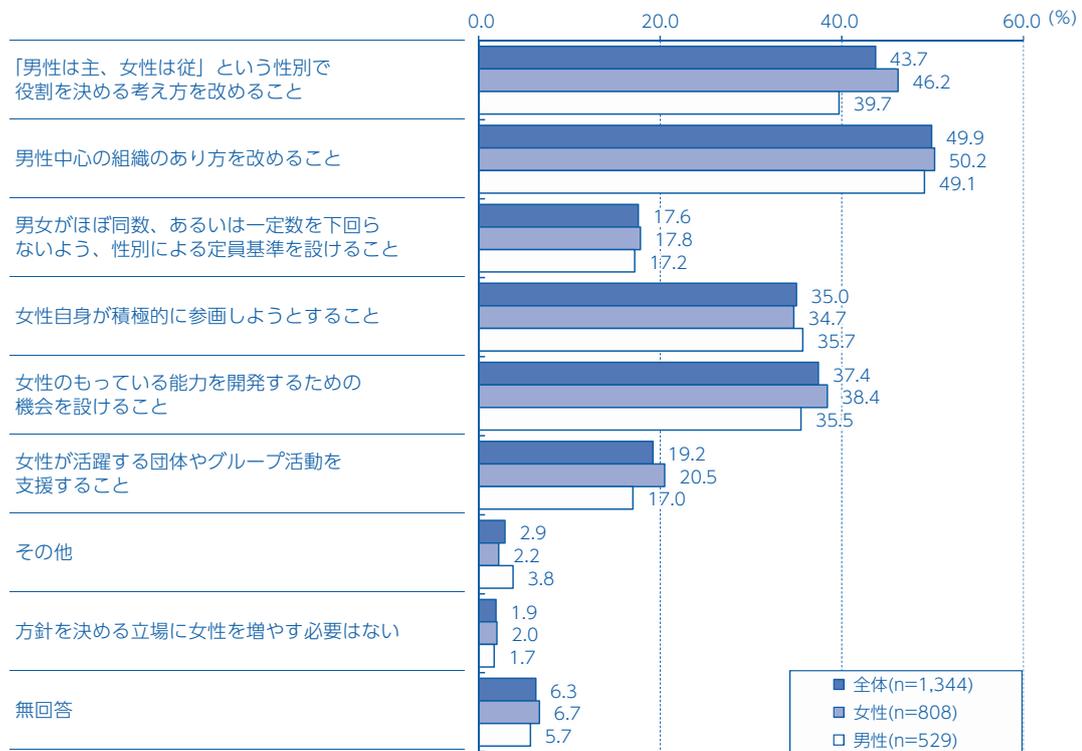
図表 2-4-8 性別 小学校・中学校での男女共生の取組で重要なこと



## 8 方針決定の場に女性が参画していくために必要だと思うこと

男女ともに一番選択率の高いのは、「男性中心の組織をあり方を改めること」で約50%です。次いで、「『男性は主、女性は従』という性別で役割を決める考え方を改めること」「女性のもっている能力を開発するための機会を設けること」「女性自身が積極的に参画しようとする事」です。

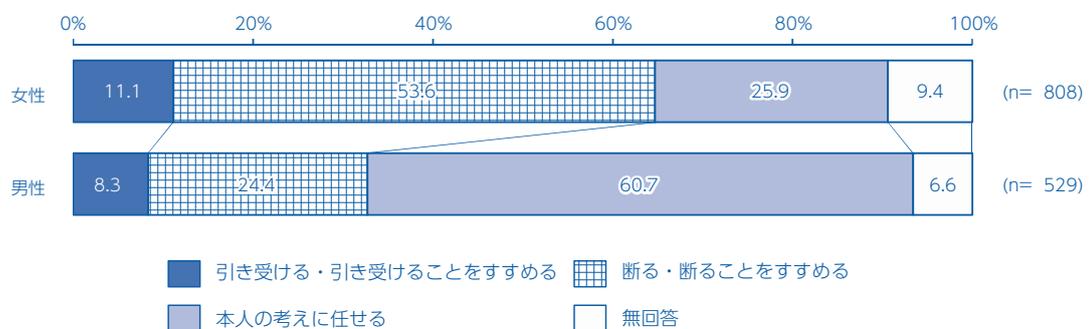
図表 2-4-9 性別 職場や地域活動の場等の方針決定の場に女性が進出するために必要なこと



## 9 女性が地域活動や市民活動の役員に推薦された時

女性では、「断る・断ることをすすめる」が53.6%で、「引き受ける・引き受けることをすすめる」は11.1%、男性も8.3%と低い割合です。

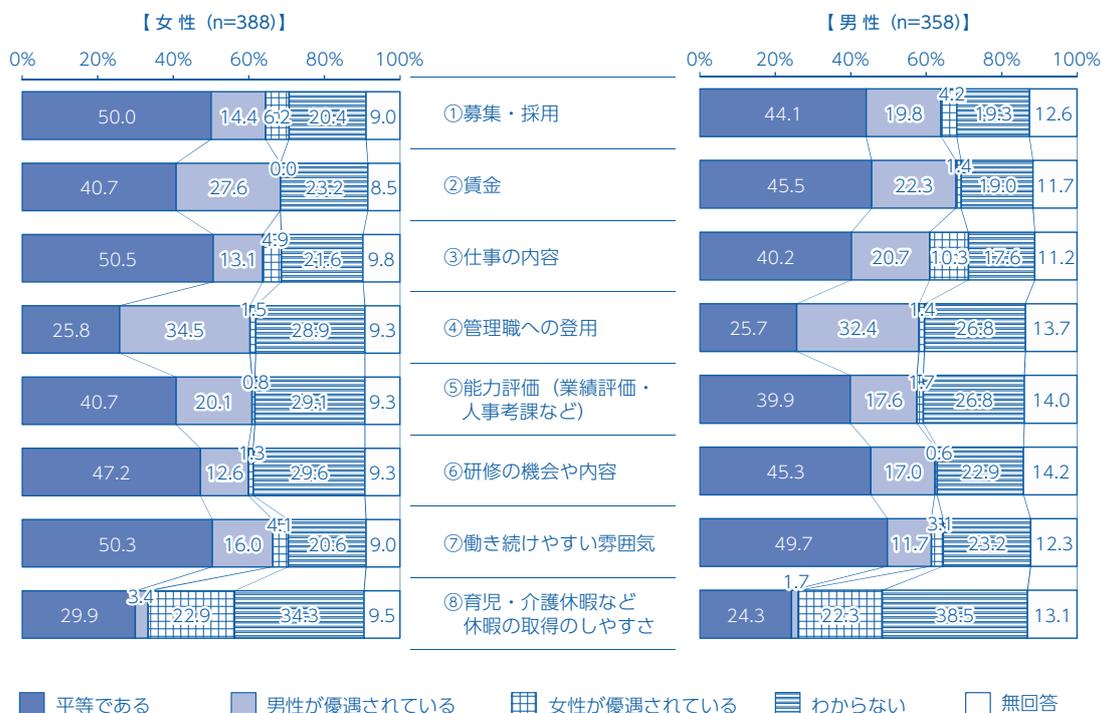
図表 2-4-10 性別 地域活動や市民活動の役員に推薦された時



## 10 現在働いている職場での性別による差について

全体として「平等である」割合が40～50%台の項目が多くなっていますが、その中で「男性が優遇されている」割合が高いのは、女性では「④管理職への登用」「②賃金」、男性では「④管理職への登用」です。その逆に、「女性が優遇されている」割合が高いのは、男女ともに「⑧育児・介護休暇等休暇の取得のしやすさ」となっています。

図表 2-4-11 性別 職場における男女の扱い



## 11 大和高田市の女性の年齢層別労働力率が全国平均より低い理由について

理由として最も割合が高いのは、「働く場所が近くにないから」で女性48.1%・男性51.2%、次いで、「子育てや高齢者介護のための社会的支援が整っていないから」が女性45.0%・男性42.0%です。前回調査と比較すると、女性の「女性自身に、子育ては自分の役割だという意識があるから」(39.7%)、「結婚や出産後、女性は家庭を守るべきだという考え方が根強いから」(32.7%)の割合はそれぞれ10ポイント以上低くなっています。

図表 2-4-12 性別 大和高田市の女性の年齢層別労働力率が全国平均より低い理由 (%)

	対象者数(人)	女性自身に、子育ては自分の役割だという意識があるから	家族の収入で十分だから	働く場所が近くにないから	子育てや高齢者介護のための社会的支援が整っていないから	家族が働くことを望まないから	結婚や出産後、女性は家庭を守るべきだという考え方が根強いから	働く以外のことをやりたいから
女性	808	27.8	11.1	48.1	45.0	6.3	19.9	6.3
男性	529	27.6	9.6	51.2	42.0	6.0	23.8	7.8

※ 「その他」「わからない」「無回答」は省略

## 12 女性の就職・再就職支援として大和高田市に望む支援とは

性別で見ると、「育児や介護等に関する公的サービスの充実」「企業への働きかけ」「就職・再就職のための支援情報や求人に関する情報提供」の割合が40%を超えています。

女性の20歳代は「育児や介護等に関する公的サービスの充実」「就職・再就職のための支援情報や求人に関する情報提供」「不安や悩み、能力開発や就職活動に関する相談窓口」「求人元とのマッチング」、30歳代は「企業への働きかけ」が他の年代より高くなっています。

図表 2-4-13 性別・年代別 女性の就職・再就職について大和高田市に望む支援 (%)

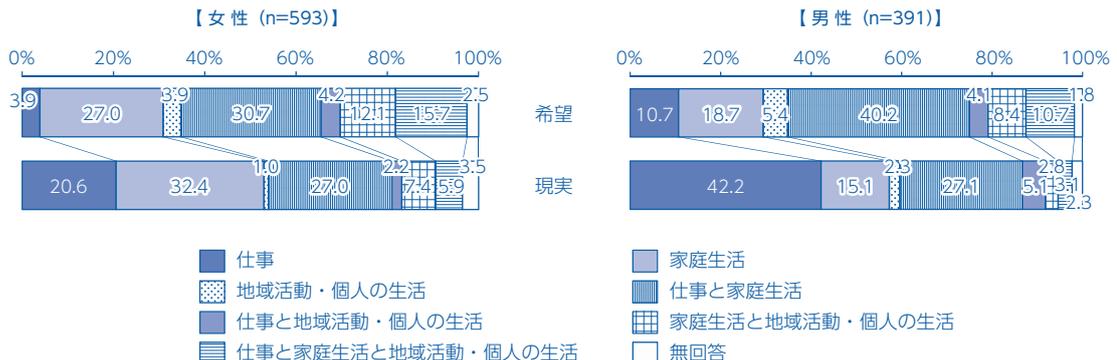
		対象者数(人)	働くことへの不安を解消できる学習機会の提供	働くことへの不安を解消できる	企業への働きかけ(女性の採用・登用や、育児・介護と仕事を両立するための勤務制度の整備・運用について)	育児や介護等に関する公的サービスの充実	不安や悩み、能力開発や就職活動に関する相談窓口	就職・再就職のための支援情報や求人に関する情報提供	求人元とのマッチング(合同就職説明会等)	技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の提供	夫・パートナー、家族に、女性が働くことへの理解や、家事、育児、介護等への参加をうながすための働きかけ
女性		808	12.6	54.5	59.9	21.2	43.1	12.3	28.7	20.7	
男性		529	17.2	54.3	61.8	21.7	42.0	14.7	22.5	23.4	
女性	20歳代	67	17.9	50.7	73.1	32.8	53.7	31.3	32.8	25.4	
	30歳代	68	17.6	77.9	69.1	10.3	47.1	16.2	29.4	26.5	
	40歳代	111	18.9	58.6	62.2	26.1	48.6	19.8	33.3	25.2	
	50歳代	151	11.3	69.5	70.2	24.5	45.0	13.2	33.8	20.5	
	60歳代	196	11.7	60.7	60.7	19.9	48.0	8.7	29.6	18.9	
	70歳以上	215	7.9	29.8	43.7	17.2	29.8	3.7	20.5	16.7	
男性	20歳代	42	28.6	57.1	64.3	21.4	35.7	19.0	26.2	35.7	
	30歳代	46	26.1	54.3	65.2	28.3	37.0	13.0	21.7	19.6	
	40歳代	73	19.2	58.9	61.6	20.5	42.5	19.2	20.5	20.5	
	50歳代	83	14.5	67.5	73.5	21.7	47.0	20.5	20.5	22.9	
	60歳代	147	15.0	59.9	63.9	25.9	50.3	10.2	22.4	22.4	
	70歳以上	137	13.9	37.2	51.1	16.1	33.6	13.1	24.1	24.1	

※「その他」「特に支援は必要ない」「無回答」は省略

## 13 生活の中であなたが優先したいことの希望と現実(現状)について

『仕事とその他の生活の両立』(「仕事と家庭生活」「仕事と地域活動・個人の生活」「仕事と家庭生活と地域活動・個人の生活」の合計)の割合は、「希望」では女性50.6%・男性55.0%、「現実」では女性35.1%・男性35.3%で、女性15.5ポイント、男性19.7ポイントの開きがあり、男性の42.2%は「仕事」優先の生活となっています。

図表 2-4-14 性別 20～60歳代の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の希望と現実



#### 14 男性が仕事以外のこと（家事、子育て、介護、地域活動等）に積極的に参加していくために必要なこと

全体でみると、「『家庭や地域のことをするのは女性の役目』という固定的な考え方を改めること」「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」の割合が高いものの、男女の割合には開きがあります。

年代別でみると、男性20歳代では「『家庭や地域のことをするのは女性の役目』という固定的な考え方を改めること」「労働時間の短縮や育児や介護等の休暇制度の整備について、企業に働きかけること」「男性が、仕事中心の生き方や考え方を見直すための機会をつくること」「社会の中で、男性が家事等に参加することに対する評価を高めること」の項目で、割合が高くなっています。また、50歳代でも「労働時間の短縮や育児や介護等の休暇制度の整備について、企業に働きかけること」「男性が、仕事中心の生き方や考え方を見直すための機会をつくること」「男性が地域活動やセミナー等に参加しやすい方法や場を提供すること」の割合が他の年代に比べて比較的高くなっています。

図表 2-4-15 性別・年代別 男性が仕事以外のことに積極的に参加していくために必要なこと (%)

		対象者数 (人)	「家庭や地域のことをするのは女性の役目」という固定的な考え方を改めること	「労働時間の短縮や育児や介護等の休暇制度の整備について、企業に働きかけること」	「男性が、仕事中心の生き方や考え方を見直すための機会をつくること」	「男性の家事、育児、介護の技能を高めること」	「男性が地域活動やセミナー等に参加しやすい方法や場を提供すること」	「社会の中で、男性が家事等に参加することに対する評価を高めること」	「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」
女性		688	53.3	40.0	31.7	29.4	17.0	32.4	51.0
男性		427	38.9	39.3	34.0	21.1	19.4	26.7	43.6
女性	20歳代	58	53.4	62.1	31.0	27.6	19.0	43.1	62.1
	30歳代	64	51.6	53.1	35.9	34.4	15.6	40.6	48.4
	40歳代	105	52.4	43.8	36.2	31.4	14.3	35.2	53.3
	50歳代	142	59.9	38.7	33.8	27.5	16.2	33.8	45.8
	60歳代	171	56.7	35.7	30.4	34.5	17.0	29.2	48.5
	70歳以上	148	44.6	29.1	26.4	22.3	19.6	25.0	54.1
男性	20歳代	40	47.5	60.0	45.0	25.0	10.0	37.5	47.5
	30歳代	37	43.2	37.8	37.8	24.3	5.4	32.4	40.5
	40歳代	59	27.1	44.1	30.5	13.6	13.6	35.6	40.7
	50歳代	68	38.2	57.4	42.6	20.6	26.5	33.8	38.2
	60歳代	124	38.7	34.7	28.2	25.0	25.8	20.2	43.5
	70歳以上	98	41.8	22.4	31.6	18.4	19.4	18.4	49.0

※ 「その他」「特になし」「無回答」は省略

### 15 「男はしんどい、つらい」と感じたことの有無

「ある」と回答した割合が最も高いのは20歳代で61.9%、次いで、50歳代が59.0%です。

図表 2-4-16 年代別「男はしんどい、つらい」と感じること

(%)

	対象者数 (人)	ある	ない	無回答
男 性	529	48.0	47.8	4.2
20 歳代	42	61.9	38.1	—
30 歳代	46	47.8	52.2	—
40 歳代	73	49.3	46.6	4.1
50 歳代	83	59.0	41.0	—
60 歳代	147	45.6	49.0	5.4
70 歳以上	137	38.7	53.3	8.0

### 16 「男はしんどい、つらい」と感じる理由

年代別で理由をみると、20歳代では、「『強さ』を求められる」(84.6%)、「何かにつけ『男のくせに』と言われる」(65.4%)、「『弱さ』を見せられない」(53.8%)の割合が他の年代より大幅に高くなっています。

50歳代では「妻子を養うのは男の責任だと言われる」(59.2%)、60歳代では「リーダーシップを求められる」(35.8%)が他の年代より高くなっています。

図表 2-4-17 年代別「男はしんどい、つらい」と感じる理由

(%)

	対象者数 (人)	何かにつけ「男のくせに」と言われる	妻子を養うのは男の責任だと言われる	リーダーシップを求められる	「強さ」を求められる	「弱さ」を見せられない	その他	無回答
男 性	254	28.3	47.6	30.3	39.8	32.3	9.4	0.8
20 歳代	26	65.4	46.2	30.8	84.6	53.8	15.4	—
30 歳代	22	40.9	36.4	27.3	45.5	36.4	4.5	—
40 歳代	36	27.8	44.4	25.0	19.4	36.1	22.2	—
50 歳代	49	24.5	59.2	30.6	49.0	32.7	6.1	—
60 歳代	67	20.9	43.3	35.8	34.3	23.9	6.0	1.5
70 歳以上	53	17.0	49.1	26.4	26.4	26.4	7.5	1.9

### 17 避難所において、みんなが協力し合って過ごすために取り組むとよいと思うこと

男女ともに「男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等を設置する」「避難所の運営に乳幼児のいる家庭や高齢者、障がい者等様々な立場の人の意見を反映する」の割合が高くなっています。女性の方が割合が高い「男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等を設置する」「乳幼児のいる家庭用エリア、女性のみの世帯用エリア等を設置する」「女性用品は女性の担当者が配布する」では7ポイント以上の開きがあり、特に「乳幼児のいる家庭用エリア、女性のみの世帯用エリア等を設置する」は若年層の女性が必要としています。

図表 2-4-18 性別・年代別 避難所において必要な取組

(%)

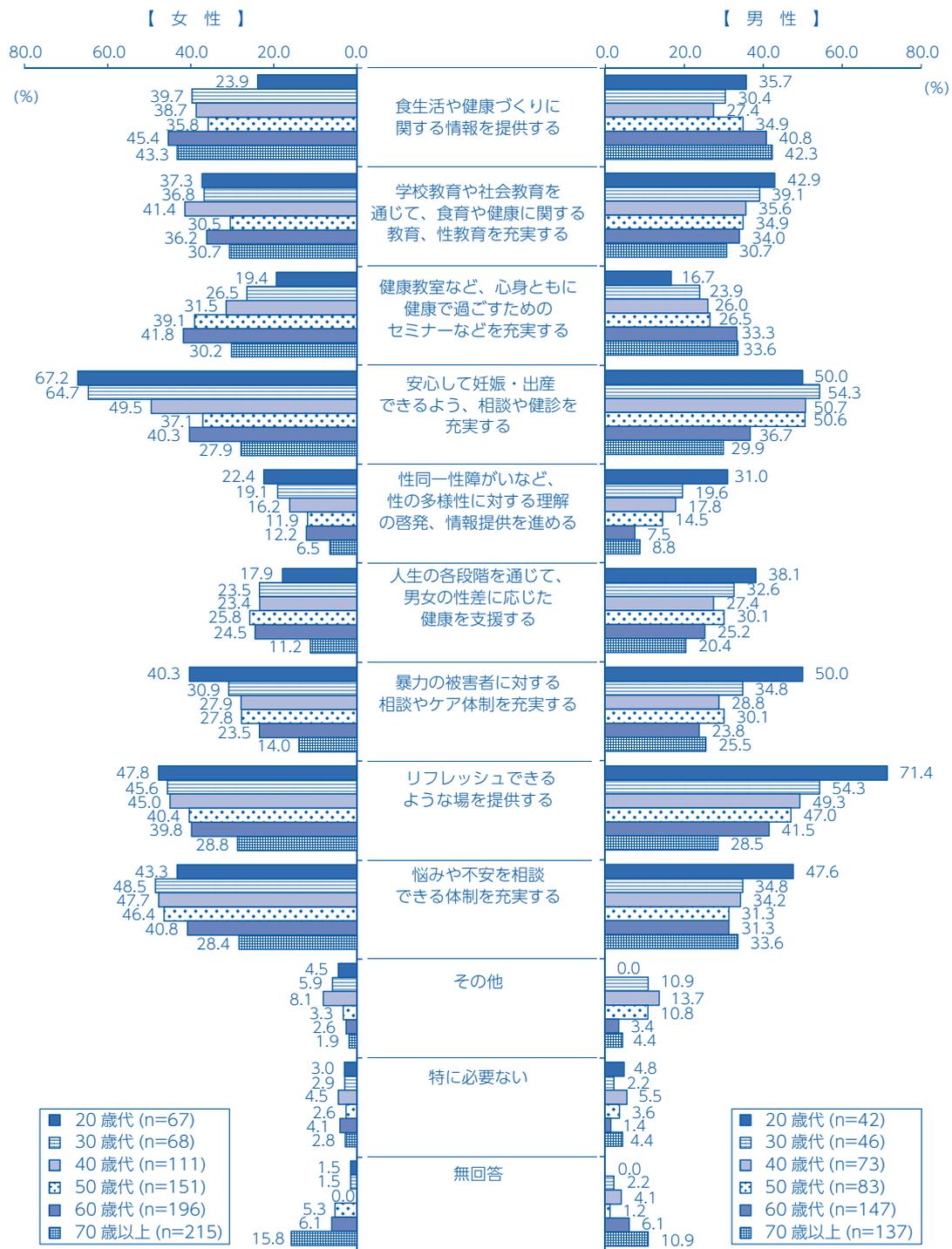
		対象者数(人)	避難所の運営に乳幼児のいる家庭や高齢者、障がい者等様々な立場の人の意見を反映する	自治会、自主防災会等日頃の地域活動の場に、女性役員を増やす	男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等を設置する	乳幼児のいる家庭用エリア、女性のみの世帯用エリア等を設置する	高齢者や障がい者等が使いやすいユニバーサルデザインのトイレを設置する	女性用品は女性の担当者が配布する	多様なニーズに配慮した相談体制を整備する	DVや子どもへの虐待、性犯罪等を防止するための防犯対策をする
女性		808	59.5	19.1	76.9	47.0	54.6	52.0	41.2	27.5
男性		529	59.9	24.0	69.0	39.7	48.0	41.6	39.7	21.9
女性	20歳代	67	59.7	16.4	83.6	67.2	53.7	64.2	29.9	40.3
	30歳代	68	60.3	8.8	82.4	67.6	50.0	63.2	54.4	42.6
	40歳代	111	63.1	13.5	79.3	58.6	57.7	59.5	45.0	36.9
	50歳代	151	60.9	13.9	83.4	51.7	53.6	63.6	49.7	29.8
	60歳代	196	63.8	26.5	73.5	44.4	54.1	47.4	44.4	22.4
	70歳以上	215	52.6	22.8	70.2	27.4	55.8	36.7	29.8	16.7
男性	20歳代	42	59.5	14.3	76.2	45.2	54.8	57.1	28.6	45.2
	30歳代	46	63.0	17.4	65.2	47.8	43.5	45.7	39.1	37.0
	40歳代	73	47.9	21.9	75.3	49.3	50.7	54.8	35.6	21.9
	50歳代	83	68.7	22.9	79.5	48.2	48.2	43.4	49.4	19.3
	60歳代	147	63.3	22.4	69.4	39.5	49.7	40.1	44.9	20.4
	70歳以上	137	56.9	32.8	58.4	25.5	44.5	29.2	34.3	13.1

※「その他」「特になし」「無回答」は省略

## 18 生涯を通じて心身の健康づくりのために大和高田市が取り組むべきこと

女性の若い世代では、「安心して妊娠・出産できる相談や健診の充実」「リフレッシュできるような場の提供」「暴力の被害者に対する相談やケア体制の充実」「性同一性障がい等、性の多様性に対する理解の啓発、情報提供の推進」の割合が高くなっています。60歳代で高いのは「食生活や健康づくりに関する情報提供」「健康教室等、心身ともに健康で過ごすためのセミナー等の充実」です。男性では、若い世代ほど「リフレッシュできるような場の提供」「暴力の被害者に対する相談やケア体制の充実」「学校教育や社会教育を通じて、食育や健康に関する教育、性教育の充実」「悩みや不安を相談できる体制の充実」の割合が高く、60歳代・70歳以上では「食生活や健康づくりに関する情報提供」「健康教室等、心身ともに健康で過ごすためのセミナー等の充実」が高くなっています。

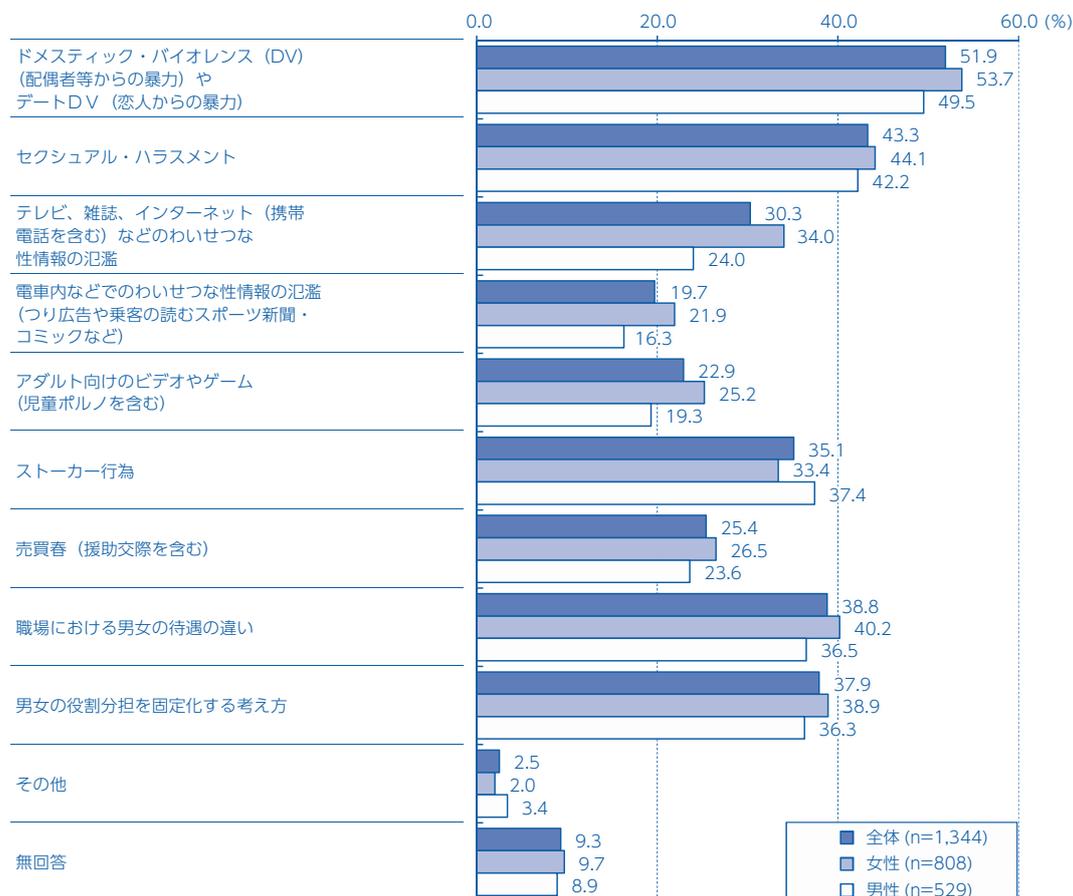
図表 2-4-19 性別・年代別 生涯を通じて心身の健康づくりのために大和高田市が取り組むべきこと



## 19 女性の人権が侵害されていると思うこと

女性に対する人権侵害の認知として高いものは「ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者等からの暴力）やデートDV（恋人からの暴力）」「セクシュアル・ハラスメント」ですが、割合は約50%やそれ以下と高くありません。また、男女で見ると、「ストーカー行為」以外の項目ではすべて女性の割合が高く、特に「テレビ、雑誌、インターネット（携帯電話を含む）等のわいせつな性情報の氾濫」では10ポイントの開きがあります。

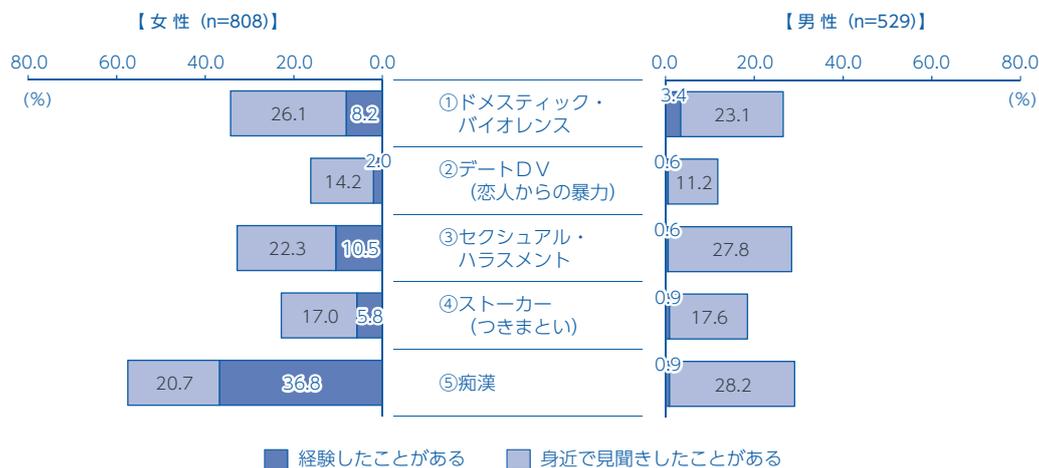
図表 2-4-20 性別 女性に対する人権侵害の認知度



## 20 暴力についての経験や見聞きについて

被害経験では、女性で「⑤痴漢」が36.8%と高くなっています。

図表 2-4-21 性別 様々な暴力の被害経験・見聞き



## 第3章

# 計 画 の 内 容

# 1 施策の体系

基本目標	基本課題	NO	基本施策
I 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち	1 男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進
		2	<b>【重点施策】</b> 市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上
		3	男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・提供の充実
	2 男女平等・男女共同参画に関する教育・学習の充実	4	保育所・幼稚園・学校における男女共生教育の充実
		5	<b>【重点施策】</b> 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進
		6	多様な選択を可能にする学習機会の提供

基本目標	基本課題	NO	基本施策
II 男女がともにあらゆる分野に参画できるまち	3 政策・方針決定の場への女性の参画推進	7	<b>【重点施策】</b> 市役所における「女性管理職30%以上」に向けた加速化
		8	審議会等への女性の参画比率の向上
		9	女性リーダーの発掘・育成
	4 男女がいきいき働けるための環境整備（「女性活躍推進計画」に位置づける）	10	男女平等・男女共同参画の視点に立った職場環境の整備について事業所への働きかけの強化
		11	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
		12	<b>【重点施策】</b> 女性の就労支援・起業支援
	5 男女がともに担うまちづくりの推進	13	<b>【重点施策】</b> 地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進
		14	<b>【重点施策】</b> 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進

基本目標	基本課題	NO	基本施策
Ⅲ 健康と安心が守られるまち	6 男女の生涯を通じた健康づくり	15	男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進
		16	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れた心身の健康相談の充実
	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	17	女性や子どもに対する暴力の予防と根絶
		18	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
		19	<b>【重点施策】</b> DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援 (「DV防止基本計画」に位置づける)
	8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり	20	困難を抱えた女性のための支援
		21	ひとり親家庭の自立支援

## ■計画の推進

1 推進体制の整備	1 庁内推進体制の充実	(1)	全庁的推進体制の充実
		(2)	関係機関との連携強化
		(3)	男女共同参画モデル職場としての取組の推進
		(4)	職員や関係機関従事者への研修の充実
	2 男女共同参画審議会の機能充実	(5)	施策の検証、評価
		(6)	苦情処理体制の充実
	3 市民との協働・連携による推進体制づくり	(7)	ヒート ハート たかだとの連携
		(8)	市民グループ等との連携
	4 <b>【重点施策】</b> 男女共同参画を実現するための拠点の整備	(9)	(仮) 男女共同参画センターの整備
2 計画の進行管理	成果指標と活動指標		

【重点施策】の位置づけ

	重点施策	重点施策とする理由
基本 施策	2 市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上 7 市役所における「女性管理職 30%以上」に向けた加速化	「特定事業主行動計画」を策定し庁内の女性の活躍推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、市役所内の取組を強化することで、様々な施策に男女平等・男女共同参画の視点を行き渡らせ、本市における男女共同参画社会の実現を加速化すると考える。
	5 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進 12 女性の就労支援・起業支援	高齢女性、母子家庭の母親において貧困率が高いことやDV、デートDV等男女の力関係の差を是正する必要があることも含め、特に女子・女性において労働観・職業観を養うことが自立の基盤であることを浸透させることが重要である。また、M字カーブの解消のための再就労支援が必要と考える。
	13 地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進	自治会活動等の地域活動が男女共同参画の視点で運営されると、人々の意識の中に男女平等・男女共同参画の視点を根付かせることを加速することができる。自主防災組織は比較的新しい取組であり、地域活動への男女共同参画を促すきっかけとなりやすく、そこから広げていける可能性が高いと考える。
	14 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現には、男性の意識改革と実践が不可欠である。
	19 DVの防止及びDV被害者自立に向けた支援	「DV防止基本計画」に位置づけており、総合的、長期的に取り組む必要があると考える。
計画の 推進	4 男女共同参画を実現するための拠点の整備	男女共同参画のための拠点は、「男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場」であり、市民自らが気づき、行動するための拠点の整備は、女性活躍推進のみならず、男性の生き方の変革への取組として重要であると考え。

## 2 施策の内容

### 基本目標Ⅰ 男女平等・男女共同参画意識がすみずみまで浸透したまち

#### 基本課題 1 男女平等・男女共同参画意識の浸透

##### 【現 状】

本市においては、「大和高田市男女共同参画推進条例」及び「大和高田市男女共同参画プラン ビッグステップ（第2次）」に基づいて、男女平等・男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

しかし、「平成28年度市民意識調査」結果によると、社会の様々な分野における男女の地位の平等感では、「家庭生活」「職場」「政治の場」「社会通念、慣習、しきたり等」や「社会全体」でも「男性が優遇されている」と感じており、女性の方が男性よりも強く感じています。また、同調査では、男性に対して「男はしんどい、つらい」と感じるものの有無をたずねており、それに対しては、男性全体でも48.0%、特に20歳代、50歳代の男性の約60%が「ある」と答えています。

##### 【課 題】

「男性が優遇されている」「男はつらい」と感じる要因には、「強さを求められる」等の性差に対する偏見や社会のしくみ・慣習等が男性中心であること、人々の中に形成された「男はこうすべき、女はこうすべき」と性別によって役割を固定した考え方（『固定的な性別役割分担意識』）が根強いことが考えられます。

こうしたしくみや慣習、固定的な性別役割分担意識は、男女の様々な分野への参画を妨げ、生き方の選択の幅をせばめると同時に、人口減少社会における持続可能な発展の障壁にもなります。また、大人の考え方が子どもに影響し、可能性にみちた子どもたちの未来を制限するばかりか、社会問題の一つである“女性への暴力”という人権侵害にもつながります。しかし、長年積み重ねられたこれまでのしくみや慣習、固定的な性別役割分担意識は、一朝一夕に解消できるものではなく、地道な啓発活動の継続が必要です。

##### 【今後の方向性】

本市において男女共同参画社会を実現するためには、性別に関わりなく、一人ひとりが個人としてそれぞれの個性や能力を発揮でき、いきいきと暮らせるよう、男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させることが重要です。中でも、男性の意識改革は、男性自身にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものでもある点に留意する必要があります。

また、市の様々な施策に男女平等や男女共同参画の視点を取り入れるためには、それを企画・展開する職員がそれらの考え方を理解していることが前提となります。施策の対象者を漠然と設定していないか、男女別の統計データによる分析はされているか、それによって男女へのアプローチの方法を考える必要はないか等、いま一度、担当の施策にどのようにすれば男女平等や男女共同参画の視点を入れることができるかを吟味し、施策を推進する必要があります。

また、上記の施策を推進していくためには、基礎資料となるデータの収集が欠かせません。国や県の男女平等・男女共同参画に関する統計データや啓発資料等を収集し、市のホームページに掲載する等、庁内、市民、市内事業所、地域活動団体等に情報提供をしていくことが必要です。

## 【成果指標と活動指標】

成果指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
男女の地位の平等感「社会全体でみて」で“平等”であると答える人の割合	女性 10.4% 男性 16.1%	女性 30% 男性 30%	人権施策課
「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (「知っている」+「聞いたことはある」割合の合計)	女性 54.1% 男性 51.4%	女性 70% 男性 70%	人権施策課

活動指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
市ホームページ「男女共同参画」のページのアクセス数	231 件 (平成 27 年度)	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
ヒート ハート たかだの啓発活動への参加者数	男女計 1,136 人 (平成 27 年度)	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
市職員「男女共同参画研修」の開催回数	年 2 回 (新規採用者、階層別)	継続開催	人権施策課 人事課

## ■成果指標（アウトカム指標）

政策の成果を測る指標で、市民生活にどのような効果や効用があったか、市民からの観点でどの程度の満足が得られたかを基準とする。「取組の結果、“何”が“どのように”なったか」の指標。8つの基本課題について課題の達成状況を測る成果指標を設定し平成38年度末まで取り組む。

## ■活動指標（アウトプット指標）

「“どんな取組”を“どれくらい”やるか」の指標。主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握する。事業の性質によっては目標を数値化できないものもあるが、事業に応じて進捗について報告する。

## 基本施策 1 男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進

職場、家庭、地域、学校、メディア等のあらゆる場と媒体を通じて、広報・啓発活動を積極的に展開します。子どもから高齢者に至るまでの幅広い層に向けて、それぞれにとって親しみやすく、わかりやすい広報・啓発活動を工夫し、男性、子ども、若年層等を含めたあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を推進します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
1	男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」等や市のホームページ等のあらゆる機会を活用して、多様なメディアを通じた情報発信を充実します。</li> <li>●子育て世代を対象にした固定的な性別役割分担意識の解消についての広報・啓発活動を強化します。</li> <li>●男女共同参画の考え方を浸透させるために市民との協働による事業を推進します。</li> <li>●あらゆる市の作成物や情報の発信については、男女平等・男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。</li> </ul>	人権施策課 企画広報課 関係課
2	多様性を認める意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、性的マイノリティ等の人権課題を解決できるよう、多様性を認め合う共生社会についての理解を深める施策を進めます。</li> </ul>	人権施策課

## 基本施策 2 【重点施策】市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上

男女共同参画推進本部のもと、市職員等に対する情報提供や研修機会を積極的に設けます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
3	男女平等・男女共同参画意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市職員等が男女共同参画の視点に配慮した施策を進められるように研修、情報提供を充実します。</li> </ul>	人権施策課 人事課

## 基本施策 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・提供の充実

様々な機会を活用して、子どもや若い世代に向けても調査を実施し、男女共同参画施策に役立っています。また、男女共同参画の施策については国際的な動きに牽引されている部分が多いことや国や奈良県の方向性が市の施策に大きく関わることから、世界、国、奈良県、近隣市町村における男女共同参画施策について積極的に情報収集・提供を行います。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
4	男女共同参画に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市立図書館等と連携し、男女共同参画に関する図書、児童図書、資料、DVD等の情報提供を行います。</li> </ul>	人権施策課 生涯学習課
5	男女共同参画に関する調査・研究の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画施策を進めるための基礎資料となるよう、男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等を測るための調査・分析を行います。</li> </ul>	人権施策課

## 基本課題2 男女平等・男女共同参画に関する教育・学習の充実

### 【現 状】

人々の意識や実践において男女平等や男女共同参画が根付くためには、家庭、学校、地域での教育・学習が大きな力となります。

本市では、学校教育を通じて、教職員等研修を重ね、日々の学校生活・授業の中で人権尊重や男女平等の重要性について学習する機会を作るとともに、保護者への男女平等・男女共同参画の浸透を図ってきました。また、キャリア教育としては、地域の協力を得ながら、性にとられない進路選択、職業選択ができるよう職場体験学習を実施しています。

地域における学習については、公民館等においてPTAや子育て中の保護者、高齢者を対象にした学習機会の提供を行っているところです。

### 【課 題】

「平成28年度市民意識調査」結果では、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方に、男性の63.7%、女性の48.3%が『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答しており、子どもたちに固定的な性別役割分担意識を再生産する可能性がある結果となっています。

子どもたちが初めて出会う社会である「家庭」が、男女平等・男女共同参画の実践の場であり、男女平等・男女共同参画意識を育む場となるための施策が重要です。

また、同調査で、男女共生を進めるために小・中学校の取組に求めることをたずねた設問では、「性別にかたよることのない個人を大事にした進路指導」「男女がともに家庭での役割を担うことの大切さを教える」「自分の心と体を大切にす思いを高め、自分を守る力を育む」教育が求められています。

また、人生100年時代といわれる長寿社会の中で、生涯学習が果たす役割は重要です。同じく「平成28年度市民意識調査」結果では、今後参加したい社会活動として「趣味・学習・スポーツ活動」と回答した割合が最も高く、男女ともに約30%で、女性では30～50歳代、男性では30歳代・50歳代で35%を超えています。

世代や性別等のニーズに応えるとともに、先の読みづらい現在において、社会状況の変化に柔軟に対応できる力をつけられるように企画の充実を図ることが求められています。

### 【今後の方向性】

家庭での教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につける上で重要な役割を果たすという認識をもち、家庭における男女平等・男女共同参画の浸透を図る必要があります。

学校教育においては、発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導するとともに、性別に関わらず一人ひとりの生き方、能力、適性に応じて、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるような進路指導に努める必要があります。

生涯学習においては、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

特に、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実を図っていく必要があります。

【成果指標と活動指標】

成果指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方 (「そう思う」+「どちらかといえば そう思う」割合の合計)	女性 48.3% 男性 63.7%	女性 30% 男性 50%	人権施策課
男女の地位の平等感「学校教育の場」で“平等”であると答える人の割合	女性 49.4% 男性 53.7%	女性 60% 男性 60%	人権施策課

活動指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
教職員の「男女共同参画に関する研修会」への参加回数	年 6 回	前年度以上 (毎年度)	学校教育課
地区別懇談会の受講者数	男女計 633 人	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
男女共同参画情報誌「はーもにー」の発行	年 1 回 全戸配布	継続発行	人権施策課

**基本施策 4 保育所・幼稚園・学校における男女共生教育の充実**

保育所・幼稚園・学校で子どもたちが、のびのびと個性や能力を発揮できるためには、教育・保育現場の運営や教職員や保育士の意識や言動が重要です。

子どもたちを指導し、日々接する教職員や保育士が性別にとらわれた言動をしたり、性別による差別的な取り扱いをしないよう、教職員等自らが男女共生教育の意義を認識し、授業・課外活動、校内外での生活で実践するとともに、校内研修等を通じてその意識向上を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
6	保育所・こども園・幼稚園・学校における男女共生教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共生教育を充実します。</li> <li>●各保育所、園、学校での年度ごとの男女共生保育・教育に関する取組状況の把握をします。</li> <li>●保育士、教職員の男女共生保育・教育の実践につながる研修を実施します。</li> <li>●学習指導要領に基づき、子どもの発達の段階を踏まえた適切な性に関する教育を実施します。</li> </ul>	保育課 学校教育課

## 基本施策5 【重点施策】一人ひとりの自立・職業意識を育む教育・学習の推進

子どもたちが自分らしく生きるための選択肢をせばめないで、長い人生を自立して生きていけるよう、学校や家庭、地域の中で、性別に関わらず、一人ひとりの個性と能力を生かせるようなキャリア教育や生きる力を身につけられる教育・学習を進めていきます。

また、インターネットの普及による性犯罪、デートDV等への予防、LGBT等への配慮等、子どもたちを取り巻く暴力や人権問題について積極的に取り組みます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
7	子どものエンパワメント支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●性別にとらわれず個人の能力、個性を大事にする進路指導を進めます。</li> <li>●女性が経済的に自立していくことの重要性を踏まえ、社会教育の中で労働観、職業観を養えるようキャリア教育を推進します。</li> <li>●子どもや若者が「生きる力」を育むことができるように、ボランティア活動・体験活動の充実を図ります。</li> <li>●子どもたちが「自分のことは自分が守る」というスキルを育むための学習機会を提供します。</li> <li>●保護者に向けての男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。</li> <li>●子どもの関わる地域活動団体や市民活動団体等に対して、男女平等・男女共同参画を学ぶための情報や学習機会の提供を充実します。</li> </ul>	人権施策課 保育課 児童福祉課 学校教育課 生涯学習課 青少年課

## 基本施策6 多様な選択を可能にする学習機会の提供

あらゆる世代の男女が、社会状況の変化に柔軟に対応できる力をつけることは、先の読みづらい現在において重要です。生涯を通して学びたい人が「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べるように多様な学習機会を提供します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
8	子どもからシニアまでが多様な選択を可能にする学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもからシニアまでが、多様な生き方を選択できるよう、生涯学習機会を提供すると同時に、様々な機会、媒体を通して情報提供します。</li> <li>●高齢者等の社会参加活動を促進するための生涯学習の充実を図ります。</li> <li>●男女共同参画の視点に配慮した表現について学べる機会を提供します。</li> </ul>	人権施策課 生涯学習課

### 基本課題3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

#### 【現状】

経済活動や地域社会等で活躍する女性が増えてきました。女性の活躍が進むことは、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。

しかし、様々な分野の政策・方針決定の場で活躍する女性の数は、多くありません。

本市の審議会等委員に占める女性の割合は、平成27年度で27.5%と、目標40%を達成できていません。平成28年度の市議会議員に占める女性の割合は、11.1%、市役所の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、8.1%にとどまっています。

保育所・幼稚園・小学校の保育士・教員の数は女性が多いものの、校長・教頭職に女性は、小学校ではそれぞれに1人、中学校では0人です。

地域の様々な活動団体での女性の参画率は、町総代で4.4%、老人クラブで10.0%と低く、その反面、子ども会では70.0%と偏りがみられます。

我が国においては、平成17年に「社会のあらゆる分野において、2020年に、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする」との目標を掲げ、それに向けた取組を進めています。職場における女性の活躍を推進するための法律「女性活躍推進法」が、平成28年4月1日に施行されました。

本市においても、「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、庁内における女性の活躍推進を図っているところです。また、市内事業所については、本市が実施した「平成22年度大和高田市事業所の男女共同参画推進状況アンケート調査（以下、「平成22年度事業所調査」という）」結果から、女性従業員のいる事業所の約70%に女性管理職がない状況です。

#### 【課題】

政策・方針決定の場への女性の参画が進まない要因には、固定的な性別役割分担意識による男性中心の組織のあり方や、女性自身の経験不足や役職に就くことへの抵抗感があると考えられます。「平成22年度事業所調査」においても女性管理職の少ない理由として、「女性従業員が少ない」「勤務年数が短く、役職者になるまでに退職してしまう女性が多い」「女性自身が管理職になることを希望しない」「必要な知識や経験、判断力を有する女性が少ない・いない」が10%以上の割合で選ばれています。

#### 【今後の方向性】

女性の様々な分野への参画拡大は、男女間の実質的な機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要な取組です。

市自らが率先して女性の参画を積極的に推進（積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション））するとともに、事業所や地域へも積極的な働きかけを行っていくことが重要です。

同時に、政策・方針決定の場に女性が参画するためには、女性のエンパワーメント支援のための施策を進めることが重要です。

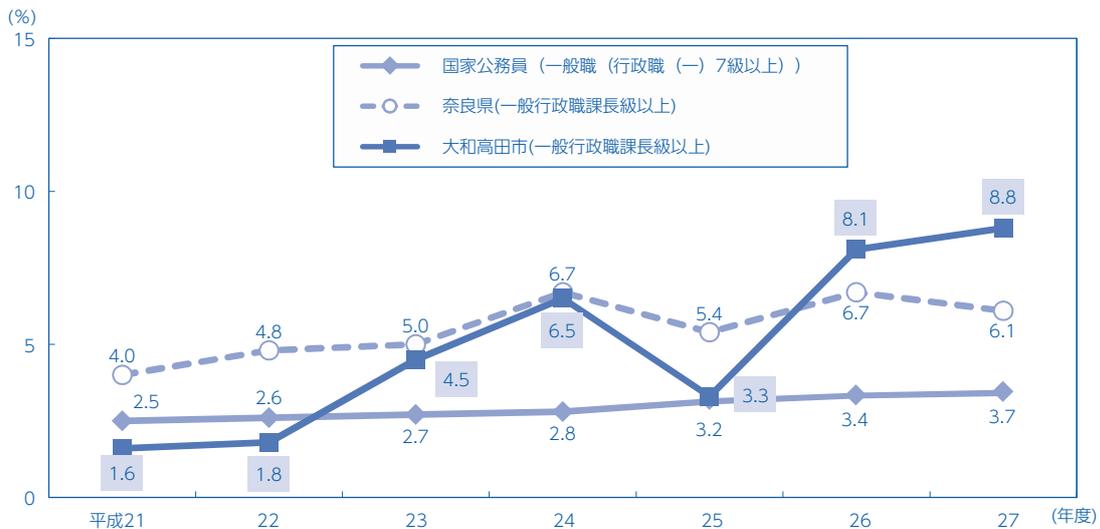
図表 3-2-1 審議会等委員における女性委員割合の推移（全国・奈良県・大和高田市）



注) 大和高田市は、附属機関・その他審議会等の女性比率。全国と奈良県は、女性委員の登用目標の対象となる審議会委員の女性比率。

資料：大和高田市は、大和高田市人権施策課、全国・奈良県は内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表 3-2-2 公務員管理監督職における女性比率の推移（国・奈良県・大和高田市）



資料：国家公務員は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

奈良県・大和高田市は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表 3-2-3 市役所職員の職級別・女性比率の推移（大和高田市）

		平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
全職員	全体（人）	954	928	941	986	1,015
	男性（人）	428	418	425	445	446
	女性（人）	526	510	516	541	569
	女性比率（%）	55.1	55.0	54.8	54.9	56.1
一般職	全体（人）	480	468	467	481	502
	男性（人）	309	298	297	301	309
	女性（人）	171	170	170	180	193
	女性比率（%）	35.6	36.3	36.4	37.4	38.4
管理職	全体（人）	117	110	115	115	109
	男性（人）	99	92	94	90	85
	女性（人）	18	18	21	25	24
	女性比率（%）	15.4	16.4	18.3	21.7	22.0

注 1) 医療職・教育職は除く。

2) 「管理職」は部長・次長・課長・課長補佐。

資料：大和高田市人事課

図表 3-2-4 学校管理職における女性比率の推移（大和高田市）

		校 長			教 頭		
		全体（人）	うち女性（人）	女性比率（%）	全体（人）	うち女性（人）	女性比率（%）
小学校 (8校)	平成 23 年度	8	1	12.5	8	1	12.5
	24 年度	8	2	25.0	8	0	0.0
	25 年度	8	2	25.0	8	0	0.0
	26 年度	8	2	25.0	8	0	0.0
	27 年度	8	2	25.0	8	0	0.0
	28 年度	8	1	12.5	8	1	12.5
中学校 (3校)	23 年度	3	0	0.0	3	0	0.0
	24 年度	3	0	0.0	3	0	0.0
	25 年度	3	1	33.3	3	0	0.0
	26 年度	3	1	33.3	3	0	0.0
	27 年度	3	1	33.3	3	0	0.0
	28 年度	3	0	0.0	3	0	0.0

資料：大和高田市学校教育課

図表 3-2-5 地域活動等での女性割合の推移 (大和高田市)

団体名	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
小学校の PTA 会長 (人)	8	8	8	8	8	8
うち女性の会長 (人)	1	1	1	2	2	4
参画率 (%)	12.5	12.5	12.5	25.0	25.0	50.0
中学校の PTA 会長 (人)	3	3	3	3	3	3
うち女性の会長 (人)	0	0	0	0	0	0
参画率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
子ども会の代表者 (人)	27	23	16	12	11	10
うち女性の代表者 (人)	19	15	13	11	9	7
参画率 (%)	70.4	65.2	81.3	91.7	81.8	70.0
老人クラブの会長数 (人)	79	78	76	70	66	60
うち女性の会長 (人)	8	8	8	8	7	6
参画率 (%)	10.1	10.3	10.5	11.4	10.6	10.0
町総代 (自治会長) (人)	137	137	137	137	137	137
うち女性の総代 (人)	2	3	4	8	7	6
参画率 (%)	1.5	2.2	2.9	5.8	5.1	4.4

資料：大和高田市生涯学習課、青少年課、自治振興課、社会福祉協議会

【成果指標と活動指標】

成果指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
審議会等の女性委員の割合	27.5% (平成 27 年度)	35%	人権施策課

活動指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
市の管理職（課長補佐以上、医療職職員を除く）に女性が占める割合	25.9% (平成 27 年度)	30%以上 (平成 32 年度)	人事課 (特定事業主 行動計画より)
校長・教頭職に女性が占める割合	校長・教頭共に 〈小学校〉 8校中1名(12.5%) 〈中学校〉 3校中0名(0%)	継続的に増加	学校教育課
女性リーダーの発掘・育成による審議会等委員への登用人数	1人	継続的に増加	人権施策課

## 基本施策 7 【重点施策】市役所における「女性管理職 30%以上」に向けた加速化

市民の多様なニーズに応える行政サービス向上には、多様な人材を活かす組織づくりの観点から、女性職員の活用・登用の拡大に取り組み、活躍を推進していきます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
9	女性職員・教職員の活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市人材育成基本方針」に基づき、「女性職員の管理職登用」「指導的地位への女性職員の人材育成」を進めます。</li> <li>●女性教職員の管理職への登用を働きかけます。</li> <li>●女性管理職のネットワークを充実します。</li> </ul>	人権施策課 人事課 学校教育課

## 基本施策 8 審議会等への女性の参画比率の向上

審議会等の様々な政策・方針決定の場における女性の参画率に目標値を定め、その取組の重要性について、庁内での共有を図ります。また、審議会等委員に女性が参画するための方策について職員間で共通の課題として検討する場をつくります。市政への女性市民の参画促進という観点から、地域における政策・方針決定の場に女性が参画できるよう啓発活動や学習機会の提供等を通じて協力を要請します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
10	審議会等の女性委員の比率を平成 38 年度までに 35%とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内男女共同参画推進本部等を通じて、審議会等へ女性が参画することの重要性について共通認識を形成します。</li> <li>●市民公募の拡大を図ります。</li> <li>●地域活動団体等への協力要請をします。</li> </ul>	人権施策課 関係課

## 基本施策 9 女性リーダーの発掘・育成

女性への意識啓発やエンパワーメントのための取組を行い、人材育成を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
11	女性リーダーの発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会等への登用を図るために、女性が能力やスキルをもつための意識啓発、学習機会の提供、学習活動への支援を行います。</li> <li>●市との連携事業等を通じて女性リーダーを育成するとともに、新たな女性リーダーの発掘を行います。</li> <li>●女性のチャレンジ支援の好事例を収集し、提供します。</li> <li>●地域活動や市民活動での意思決定の場への女性の参画を促進します。</li> </ul>	人権施策課

## 基本課題 4 男女がいきいき働けるための環境整備

### 大和高田市女性活躍推進計画

基本課題 4 を「大和高田市女性の職業生活における活躍についての推進計画」（「大和高田市女性活躍推進計画」）とし、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業生活における活躍を総合的に推進していきます。

#### 【現 状】

本市では、女性の 40%弱が働いており、男女の労働力人口の差は縮まりつつあり、経済活動における女性の存在は大きなものがあります。

しかし、年齢階級別労働力率をみると 20 歳代後半からは全国平均よりも低くなっており、40 歳代からはその差が広がっています。「平成 28 年度市民意識調査」でその理由をたずねたところ、「働く場所が近くにないから」「子育てや高齢者介護のための社会的支援が整っていないから」の割合が、男女ともに 40%以上と高くなっています。このことから、出産後の仕事と子育ての両立が可能な環境として、家と職場と保育所が近い、いわゆる職住近接で働くことが望まれていることがわかります。

#### 【課 題】

働きたい女性が「仕事」あるいは「子育て・介護」の二者択一を迫られることなく働き続けられ、その能力を十分に発揮できるためには、職場環境が整い、多様で柔軟な働き方ができる事業所が市内に増えることや、子育てや介護に関する社会的サービスの充実が必要です。また、パートナーである男性が、子育てや介護等に参画できるよう、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業の取りやすい職場の整備が望まれています。

女性の就労について、もう一つの課題は、非正規雇用者が多いことです。全国の統計でみると、女性の 2 人に 1 人以上が非正規雇用者です。（P9 図表 2-2-5 参照）パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な働き方として積極的な意義もある一方、雇用が不安定になりがちで、キャリア形成が阻害され、将来的に自立・安定した生活を送ることを困難にするという問題があります。

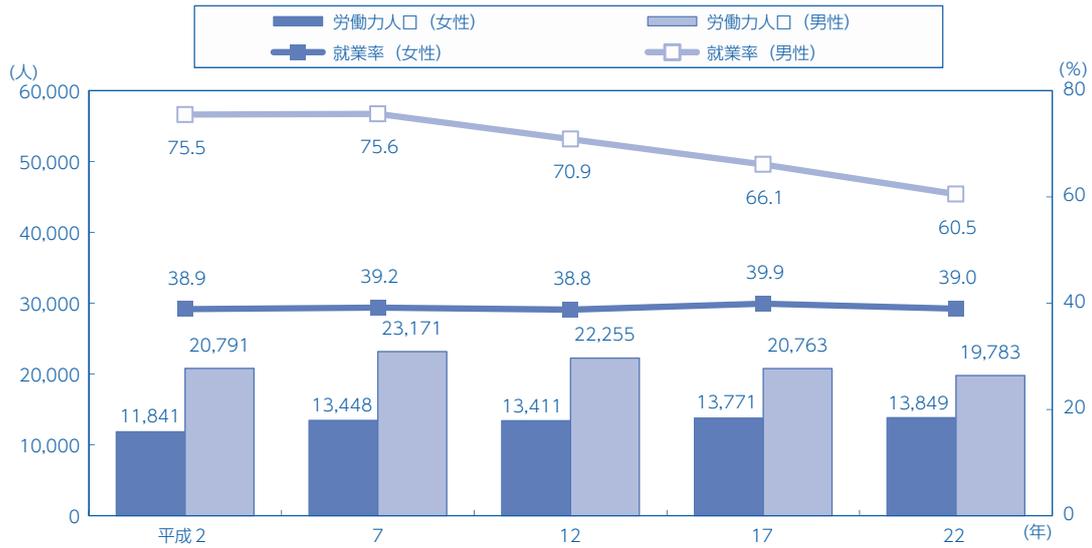
#### 【今後の方向性】

就労は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要な意義をもちます。

働きたい女性や男女労働者が、自身の個性と能力を十分に発揮して、自分らしく職業生活を営めるよう、職場における固定的な性別役割分担意識の解消、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた働きかけ等、事業所、女性労働者、男性労働者に対して、就労についての様々な支援を推進することが必要です。

また、性別に関わらず、経済的・精神的な自立を獲得するための職業観・勤労観を確立できるよう、子どもの頃からのキャリア教育が必要です。

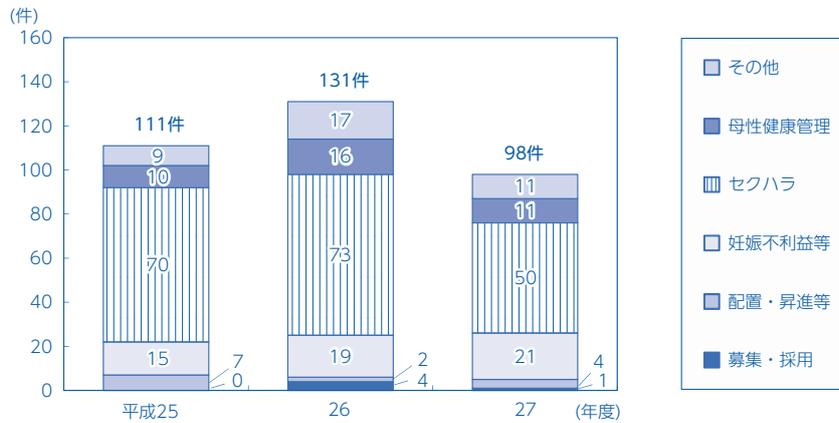
図表 3-2-6 性別労働力人口と就業率の推移（大和高田市）



注) 労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。  
 就業率：15歳以上の人口に占める「就業者」の割合。  
 就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの。

資料：総務省「国勢調査」

図表 3-2-7 男女雇用機会均等法に係る労働者からの相談件数（奈良県）



資料：奈良労働局「雇用均等行政の重点施策の進捗状況」（平成27年度）

【成果指標と活動指標】

成果指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
男女の地位の平等感「職場」で“平等”であると答える人の割合	女性 16.7% 男性 22.7%	女性 30% 男性 30%	人権施策課
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉の認知度 （「知っている」と「聞いたことはある」の合計）	女性 37.5% 男性 41.4%	女性 60% 男性 60%	人権施策課

活動指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
大和高田市いきいき会社宣言事業所登録数	14 社（累計）	40 社（累計）	人権施策課
マザーズセミナーへの参加者数	10 人	30 人 (毎年度)	人権施策課
市男性職員の育児休業取得者数	0 人	3 人以上 (平成 32 年度)	人事課 (特定事業主 行動計画より)
新規起業件数	14 件 (平成 26 年度)	70 件（累計） (平成 27～31 年度)	産業振興課 (大和高田市 まち・ひと・ しごと創生総 合戦略より)

## 基本施策 10 男女平等・男女共同参画の視点に立った職場環境の整備について 事業所への働きかけの強化

性別を理由とする差別的取扱いや男女間の賃金格差、非正規雇用者の処遇、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント）等、男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて市内事業所に積極的に働きかけます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
12	「女性活躍推進法」に基づく事業所への働きかけの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性活躍推進法」の周知を図ります。</li> <li>●地域の実情に応じた女性活躍推進のための取組について協議を行うための「協議会」を設置し、取組を進めます。</li> <li>●「いきいき会社宣言事業所」制度を推進します。</li> <li>●労働基準法、男女雇用機会均等法等、男女がともに働き続けられる職場づくりに係る法律・制度の周知を徹底します。</li> <li>●長時間労働の見直し、均等な機会・待遇の確保、女性の管理職への登用等、男女がともに働き続けられる職場づくりに関する研修機会を提供します。</li> <li>●妊娠・出産・子育て、介護を担う男女労働者がいきいきと働き続けられるよう、職場環境の整備（マタニティ・ハラスメント等様々なハラスメント対策を含む）についての情報提供や啓発活動を充実します。</li> </ul>	人権施策課 産業振興課

## 基本施策 11 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女労働者が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられ、その能力を十分に発揮することができるよう、男性の長時間労働の削減や、生産性の向上に向けた効率的な働き方の推進、子育てや介護サービス等を充実します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
13	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための事業所への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直し等を通して、男女労働者が自身の望む仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、事業所や労働者に対して情報提供や啓発活動を積極的に実施します。</li> <li>●男女がともに働きやすい職場づくりへのインセンティブ付与となるよう、顕彰制度等を充実します。</li> </ul>	人権施策課 産業振興課
14	安心して働き続けるための支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●働く女性のための就労相談事業を実施します。</li> <li>●「大和高田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「大和高田市子ども・子育て支援事業計画」「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備を進めます。</li> <li>●大和高田市子育てサポートクラブや民間支援団体との協働を進め、子育て支援を充実します。</li> </ul>	人権施策課 人事課 産業振興課 社会福祉課 児童福祉課 保育課 地域包括支援課

## 基本施策 12 【重点施策】女性の就労支援・起業支援

「大和高田市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動して、市内での就労の場の確保や起業支援、地元中小企業の支援を推進します。

女性が経済的自立をすることの重要性についての社会の認識を高めるとともに、女性が希望する場所で希望する働き方ができるよう、積極的で総合的な支援を実施します。

また、農業に携わる女性は、経営の多角化・複合化、6次産業化が進む中で重要な役割を担っています。こうした女性が固定的な性別役割分担意識等により、仕事と家庭で過重な負担を負うことがないように、働きやすい作業環境の整備を働きかけます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
15	女性の就労支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●将来を見通す人生設計や職業観を形成・向上するための学習機会を提供します。</li><li>●就職、転職、再就職に必要な知識や技術を身につけることのできる学習機会を提供します。</li><li>●関係機関と連携し、就労支援事業を行います。</li></ul>	人権施策課 産業振興課
16	事業所と働きたい女性・若者とのマッチング	<ul style="list-style-type: none"><li>●関係機関と連携し、求人を希望する市内事業所と仕事をしたい女性や若者とのマッチング事業を行います。</li></ul>	人権施策課 産業振興課
17	起業支援及び農業に関わる女性への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●大和高田商工会議所等と連携し、地域活性化や6次産業化への女性の参画、創業に対しての支援を充実します。</li></ul>	産業振興課

## 基本課題5 男女がともに担うまちづくりの推進

### 【現状】

人口減少、高齢化という現実と直面する中で、活力ある地域社会を形成するためには、男女が協力しながら、希望に応じて地域社会に貢献していくことが不可欠です。また、様々な立場の人も安心して暮らせる地域社会をつくるためには、老若男女すべての人の視点や意見が反映されることが必要です。

本市においては、市民の活動として、子育て支援、まちのにぎわいづくり、防犯・防災等幅広い活動が展開されています。しかし、これらの活動の中には、構成員が男女どちらかの性に偏っていたり、年齢層が限られていたり、多くの女性が参加しているにも関わらず意思決定の場は男性で占められているような場合もあります。

「平成28年度市民意識調査」結果からは、60歳代までの男性においては55.0%が「仕事とその他の生活」を両立させたいと希望していますが、現実には、男性の地域活動の参加については、自営業や退職後の男性が多いのが実情です。

### 【課題】

「平成28年度市民意識調査」結果からは、男性が仕事以外のことに積極的に参加していくためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをはかる」「労働時間短縮等の企業への働きかけ」「家庭や地域のことをするのは女性の役目」という固定観念を改める」「男性の仕事中心の生き方や考え方を見直すための機会をつくる」ことが必要だと、40%前後の男性自身が考えていることがわかりました。

また、近年、日本列島のあちこちで災害が多発しており、本市においても例外とはいえません。災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

これまでの大災害の教訓として、被災時・復興段階には男女でニーズの違いがあることや、特に女性への不利益が高まること、増大した家庭的責任が女性に集中すること等の問題が明らかになっています。

「平成28年度市民意識調査」結果においても、避難所のあり方を考える取組として「避難所の運営に乳幼児のいる家庭や高齢者、障がい者等様々な立場の人の意見を反映する」ことが望まれています。

本市においては、防災会議に女性委員が参画し、どのような立場の人にとっても安全で安心な方策を探り推進しているところですが、今後も男女共同参画の視点に立って防災・復興の取組を進める必要があります。

### 【今後の方向性】

市民の「地域活動に参加したい」という一人ひとりの意欲を無駄にすることなく、男女共同参画の視点を取り入れて、多様な住民が参加・参画していけるようなあり方を検討し、地域活動への参加・参画を促進します。

また、男性が、固定的な性別役割分担意識や社会の慣習によって、仕事以外のことに関わる機会を阻害してきたことを顧み、今後は、家庭や地域の活動に積極的に参加・参画していける総合的施策に取り組みます。

【成果指標と活動指標】

成果指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
男女の地位の平等感「地域活動の場」で“平等”であると答える人の割合	女性 24.4% 男性 36.5%	女性 35% 男性 45%	人権施策課

活動指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
自治会の会長職に女性が占める割合	4.4% (137人中6人)	10%	自治振興課
自主防災組織の役員における女性の割合	28.6% (721人中206人)	35%	自治振興課
市民交流センター（コスモスプラザ）の市民活動団体登録数	—	100 団体（累計） （平成 31 年度）	市民協働推進課 （大和高田市 まち・ひと・ しごと創生総 合戦略より）
男性向け料理講習会への参加者数	57 人 （平成 27 年度）	89 人 （毎年度）	人権施策課 生涯学習課 健康増進課
男性向け子育て講習会への参加者数	75 人 （平成 27 年度）	前年度以上 （毎年度）	児童福祉課 健康増進課

**基本施策 13 【重点施策】 地域防災やまちづくり等における男女共同参画の推進**

女性、子ども・若者、高齢者、障がい者、外国人等を含めた多様な市民が、希望に応じて協力しながら地域活動や市民活動等様々な分野での活動ができ、意思決定の場にも、性別や年齢等に関わらず多様な人材が集えるよう、地域活動や市民活動に関する施策を進めます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
18	男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民活動を希望する男女のために、市民活動グループ等の情報提供や相談に対応します。</li> <li>●シニア世代の人口増加を踏まえ、シニアが地域活動や地域における子育て・家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを進めていきます。</li> </ul>	人権施策課 産業振興課 自治振興課 市民協働推進課
19	男女共同参画の視点に立った協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動団体に対して、意思決定の場への女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した運営について働きかけをし、活動の活性化を促進します。</li> <li>●「市民交流センター（コスモスプラザ）」を拠点として、男女がいきいきと活動できるよう、情報発信、各種団体の交流促進、協働コーディネートを行います。</li> <li>●男女共同参画の視点に配慮した「市民交流センター（コスモスプラザ）」の運営を図ります。</li> </ul>	人権施策課 自治振興課 市民協働推進課

20	男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策の推進とみんなで担う地域防災の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災に関する意思決定の場への女性の参画を拡大していきます。</li> <li>●男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興対策を推進します。</li> <li>●女性消防団との連携等により、男女が協力して担う地域防災の普及を図るとともに、女性の視点を取り入れた地域の対策が進むように働きかけます。</li> </ul>	自治振興課
----	------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

### 基本施策 14 【重点施策】男性の家庭生活や地域活動への参画の促進

男性の家事や子育て・介護等の家庭生活への参画と地域活動への参画を促進するため、情報提供、啓発活動等を積極的に推進します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
21	男性の家庭生活や地域活動への参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男性が介護や料理等を学習する機会を提供します。</li> <li>●男性が子育てに関する学習をする機会を提供します。</li> </ul>	人権施策課 児童福祉課 保育課 健康増進課 学校教育課 生涯学習課

## 基本課題 6 男女の生涯を通じた健康づくり

### 【現 状】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。

「大和高田市男女共同参画推進条例」の第3条（基本理念）では「男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。」と規定しており、妊婦健診、乳がん・子宮がん検診等を含めた各種健（検）診の実施や健康教育、健康づくり教室、健康相談等の様々な施策を進めているところです。

### 【課 題】

「平成 28 年度市民意識調査」の中で、生涯を通じて心身の健康づくりのために本市に取り組んでほしいことをたずねたところ、「安心して妊娠・出産するための相談や健診の充実」「リフレッシュできるような場の提供」「食生活や健康づくりに関する情報提供」「悩みや不安を相談できる体制の充実」等の割合が高いものの、希望する度合いは、性別や年齢層によって違いがあることがわかりました。

生涯を通じて、性差や健康状態に応じて、的確な支援が受けられることが求められています。

特に、女性の心身の状況は、思春期、出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目し、それぞれに対応した適切な配慮が必要です。

一方、男性については、「平成 28 年度市民意識調査」結果で、「男はしんどい、つらい」と感じる男性が全体で 48.0%、特に 20 歳代、50 歳代では高く約 60%です。その理由としては、20 歳代男性の場合は、「『強さ』を求められ、『弱さ』を見せられない、何かにつけて『男のくせに』と言われる」等の割合が高く、50 歳代では「妻子を養うのは男の責任だと言われる」の割合が高く、男性もまた、固定的な性別役割分担意識によって生きづらさを感じていることがわかりました。

### 【今後の方向性】

人生の段階に、女性であるがゆえ、男性であるがゆえに直面する心身の不調、生きにくさについて配慮した健康支援が求められています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>\*</sup>の視点に立って「女性の自己決定権」を保障することについて理解した上で、男女の生涯を通じた心身の健康のための支援を行います。

#### ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な 1 つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

図表 3-2-8 がん検診の受診率 (大和高田市)

(%)

		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
胃がん	女性	7.1	8.0	7.8	8.4	9.0	8.7	12.4
	男性	8.9	9.7	9.8	10.0	11.6	11.4	16.8
大腸がん	女性	7.4	8.4	11.0	10.3	11.7	11.8	18.0
	男性	9.1	10.0	13.7	11.8	13.8	14.1	21.1
肺がん	女性	7.9	8.9	8.7	9.4	9.3	9.7	13.4
	男性	9.6	10.8	10.7	11.0	12.3	12.7	18.1
子宮がん		9.0	12.6	14.5	15.1	16.1	18.0	24.0
乳がん		13.0	16.9	19.0	18.7	18.2	20.0	31.5

注) 調査対象年齢：胃・大腸・肺・乳がんは平成 21～26 年度は 40 歳以上、平成 27 年度は 40 歳～69 歳。

子宮がんは平成 21～26 年度は 20 歳以上、平成 27 年度は 20 歳～69 歳

資料：大和高田市健康増進課

図表 3-2-9 性別・動機別自殺者数の推移 (大和高田市)

(人)

原因・動機	平成 22 年			23 年			24 年			25 年			26 年			27 年		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
家庭問題	0	0	0	3	1	2	0	0	0	2	2	0	7	5	2	3	3	0
健康問題	11	7	4	3	2	1	5	4	1	8	5	3	7	5	2	10	5	5
経済・生活問題	8	6	2	2	2	0	3	3	0	1	1	0	2	2	0	5	5	0
勤務問題	1	0	1	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
男女問題	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
学校問題	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
不詳	7	4	3	10	9	1	7	4	3	10	8	2	2	1	1	2	2	0
計	30	20	10	20	15	5	16	12	4	22	17	5	20	15	5	22	17	5

資料：大和高田市健康増進課

### 【成果指標と活動指標】

成果指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
健康寿命 (65 歳平均自立期間)	女性 19.47 年 男性 16.86 年 (平成 25 年 (H24-26))	男女とも延伸	奈良県健康 づくり推進課 (健康増進課)
「男はしんどい、つらい」と感じる男性の割合	48%	減少	人権施策課

活動指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
子宮がん検診の受診率 (20～69 歳)	24% (平成 27 年度)	50%	健康増進課
乳がん検診の受診率 (40～69 歳)	31.5% (平成 27 年度)	50%	健康増進課
健康ホットライン (こころの相談)	男女計 10 人 (平成 27 年度)	継続実施	健康増進課

### 基本施策 15 男女の性差に基づくライフステージに対応した健康保持・増進

男女ともに、人生のあらゆる段階において、健康状態を保持・増進できるよう、性差に配慮した健康づくりのための情報提供、啓発活動、学習機会の提供等を行います。

また、男女が互いの性を理解・尊重できるよう、学校教育等の場で、発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
22	生涯を通じた男女の健康保持・増進の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第 2 次元気はつらつ大和高田 21」に基づき、男女が人生の各段階でその健康状態に応じて適切に自己管理できるよう、健康づくりの場を充実します。</li> <li>● 乳がん検診、子宮がん検診の受診者数を増やします。</li> <li>● 関係課との連携による発達段階に応じた思春期における心身や性の悩み等、不安解消のための相談体制の充実を図ります。</li> <li>● 自殺予防のために相談機関の活用の働きかけや「こころの講座」の開催等の取組を充実します。</li> <li>● 男性相談の実施に努めます。</li> <li>● 妊婦・子どもをたばこの受動喫煙から守るために喫煙による健康被害についての正しい知識と普及に努めます。</li> </ul>	人権施策課 健康増進課 学校教育課 青少年課

23	妊娠・出産時における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●早期の妊娠届出の働きかけや妊婦健診等の保健サービスの推進により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。</li> <li>●妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用を働きかけます。</li> <li>●健診等における託児サービスの充実を図り、健診に参加しやすい環境をつくります。</li> </ul>	健康増進課
----	----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

## 基本施策 16 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を取り入れた心身の健康相談の充実

性の低年齢化が進み、正しい知識のないまま性感染症の罹患や望まない妊娠につながる場合もあります。発達段階に応じて、自分も相手も互いの性を尊重し、思いやりのある関係性を築くための意識づくりや自らの健康を守るための知識等について、具体的にわかりやすく伝えていきます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立って「女性の自己決定権」を保障することについて理解した上で、男女の生涯を通じた心身の健康のための支援を行います。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
24	心身の健康に関する情報提供・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若年層に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツに立った健康に関する情報提供を充実します。</li> <li>●妊娠や出産、様々な健康をおびやかす問題等について、自分が決定できるという権利を保障し、安心して相談できるよう、健康相談や電話相談を充実します。</li> <li>●フェミニストカウンセラーによる女性相談の充実を図ります。</li> </ul>	人権施策課 健康増進課

## 基本課題 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【現 状】

配偶者等からの暴力（以下、「DV」という）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、痴漢、売買春、児童買春、人身取引等の女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。近年は、若い世代でのデート DV（恋人からの暴力）の問題も大きな課題になっています。

本市においては、DV や児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待について、関係課並びに関係機関と連携をとり、取組を進めています。

### 【課 題】

「平成 28 年度市民意識調査」によると、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」については、女性の 8.2%、特に 50 歳代では 17.2%と 6 人に 1 人弱が被害を受けています。「デート DV（恋人からの暴力）」については、女性の 20 歳代で 6.0%、30 歳代で 7.4%です。「セクシュアル・ハラスメント」については、女性の 10.5%、「ストーカー（つきまとい）」については、女性の 5.8%、「痴漢」については、女性の 36.8%が被害を受けています。どの被害も 10 年前の調査との比較では、割合が増えていることから、深刻な社会問題としての確に対応する必要があります。

しかし、同調査の中で、女性の人権侵害にあたるものは何かをたずねたところ、最も高い割合の「DV やデート DV」でさえ、女性 53.7% 男性 49.5%であり、女性に対する暴力についての理解が不十分であることがわかりました。

### 【今後の方向性】

女性に対する暴力は、ともすると個人的な問題として矮小化されたり、二次被害に遭う恐れがあることから、潜在化する傾向があります。

しかし、女性に対する暴力は、男女の固定的な役割分担やそれによって生じる経済的な格差、上下関係等、男女が置かれている状況等に根ざした構造的、社会的な問題です。

こうした女性に対する暴力についての正しい理解を深めるとともに、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、決して許されるものでないとの認識を広く社会に徹底させることが必要です。

特に、DV については、本計画を「DV 防止法に基づく市町村基本計画」と位置づけ、関係機関と連携し、総合的に取り組んでいきます。

図表 3-2-10 DV 相談等支援の状況 (大和高田市)

【女性相談業務の相談人数と件数の推移】

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
相談人数 (人)	17	14	18	17	16
相談件数 (件)	53	54	52	44	50

【うちDVに関する相談人数と件数および内容の内訳】

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
相談人数 (人)	3	4	4	2	5
相談件数 (件)	3	5	4	4	12
①身体的暴力	1	3	2	1	4
②精神的暴力	3	5	4	3	11
③性的暴力	0	0	0	1	5
④経済的暴力	1	4	1	4	3
⑤その他の暴力	0	0	1	0	0

注) 暴力の内容は重複して起こる場合があるので、相談件数とは一致しません。

資料：大和高田市人権施策課

図表 3-2-11 児童・高齢者・障がい者に対する虐待の状況 (大和高田市)

【児童虐待相談件数】

(件)

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
児童虐待相談件数	63	55	59	70	82
身体的虐待	32	28	30	25	24
ネグレクト	15	14	18	25	29
心理的虐待	16	13	11	20	29
性的虐待	0	0	0	0	0

主たる虐待者	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実 母	49	35	39	46	51
実母以外の母親	1	1	1	0	0
実 父	9	12	14	18	21
実父以外の父親	2	3	4	2	2
そ の 他	2	4	1	4	8

資料：大和高田市児童福祉課

【高齢者虐待件数】

(件)

年度	加害者		被害者	
	女性	男性	女性	男性
平成 23 年度	3	4	6	1
24 年度	4	5	6	3
25 年度	3	3	4	2
26 年度	1	11	8	4
27 年度	4	8	7	5

資料：大和高田市地域包括支援課

【障がい者虐待件数】

年度	虐待内訳	加害者	被害者
平成 24 年度	経済的虐待 (1 件)	男性	男性
	身体的虐待 (2 件)	男性 男性	女性 男性
25 年度	身体的虐待 (4 件)	男性	女性
		男性	男性
		男性	男性
		男性	男性
26 年度	身体的虐待 (1 件)	男性	女性
	精神的虐待 (2 件)	男性 男性	女性 女性
	経済的虐待 (1 件)	女性	男性
27 年度	身体的虐待 (2 件)	女性 男性	男性 男性
	精神的虐待 (2 件)	男性 女性	女性 男性
	経済的虐待 (2 件)	女性 男性	男性 男性

資料：大和高田市社会福祉課

### 【成果指標と活動指標】

成果指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
ドメスティック・バイオレンス (DV) やデート DV を女性への人権侵害と思う人の割合	女性 53.7% 男性 49.5%	女性 70% 男性 70%	人権施策課

活動指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
暴力防止、暴力根絶のための啓発活動 (パープルリボン運動) 参加者数	—	1,000 人 (累計)	人権施策課

### 基本施策 17 女性や子どもに対する暴力の予防と根絶

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を認めない社会意識の醸成を図ります。

特に、若い世代における交際相手からの暴力等は、将来 DV につながる可能性が高いことやインターネットからの被害も増えていることから、若い世代に向けての教育・啓発が重要であるため、中学・高校等を対象に、暴力防止等の理解を深めるための情報や学習機会を提供します。被害に関する相談に対しては、迅速で的確な対応がとれるよう、関係機関との連携を強化します。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
25	女性や子どもに対する暴力・虐待を許さない認識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暴力防止、暴力根絶のための啓発活動を充実します。</li> <li>●女性に対する暴力根絶のための学習機会を提供します。</li> </ul>	人権施策課 児童福祉課
26	DV 防止法、ストーカー規制法等についての広報、学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性に対する暴力は犯罪であるという認識を深めるとともに、女性に対する暴力に関する法律についての理解を深められるよう、広報活動、学習機会を提供します。</li> </ul>	人権施策課
27	女性や子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性や子どもを性的ないし、暴力行為の対象としてとらえた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもに対する人権侵害となるものもあるという観点から啓発を行います。</li> <li>●ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力が一層多様化していることから、性犯罪に巻き込まれない力を養う (メディア・リテラシー) 等、情報や学習機会を提供します。</li> <li>●新たな形の暴力に対して的確に対応していきます。</li> <li>●性暴力被害者への支援を行っている支援団体等の情報提供を行います。</li> </ul>	人権施策課 学校教育課 青少年課

28	子ども・女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	●犯罪防止の視点に立った公園等の整備等、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進します。	都市計画課
29	青少年の健全育成の促進	●児童ポルノや性・暴力表現を扱うメディアが青少年に与える影響を考慮し、関係機関と連携し、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に努めます。	青少年課

## 基本施策 18 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

市内事業所に対して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等様々なハラスメントの防止について、継続的に啓発を行い、取組の重要性について働きかけます。

また、学校教育の場や地域活動でのセクシュアル・ハラスメントについても取組の推進を図ります。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
30	セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所等への働きかけ	●セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の講ずるべき措置を周知徹底します。	人権施策課 産業振興課
31	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための職員に対する研修の実施	●セクシュアル・ハラスメント等を起こさない職場づくりをめざして、庁内研修を実施します。	人権施策課 人事課
32	学校や地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	●学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を充実します。 ●地域でのセクシュアル・ハラスメントを防止するために啓発活動や出前講座等学習機会の提供を充実します。	人権施策課 学校教育課

## 基本施策 19 【重点施策】 DV の防止及び DV 被害者自立に向けた支援

### 大和高田市 DV 防止基本計画

基本施策 19 を「大和高田市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（大和高田市 DV 防止基本計画）」とし、「大和高田市男女共同参画推進条例」第 7 条（性別による権利侵害の禁止）のもと、DV による人権侵害に対して総合的な施策を推進します。

DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、養護する子ども等にも心理的外傷を与える等、深刻な影響を及ぼします。

DV は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。DV 被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を著しく傷つけ、男女平等の実現の妨げとなります。

DV を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要なことから、国においては、平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV 防止法」という）を制定し、国、地方公共団体には DV の防止と被害者の保護が責務として明示されました。

この法律は、DV を「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることを明確にしています。そして、DV の防止及び被害者の保護を図るために、通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することを規定し、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始されています。

また、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省）では、市町村基本計画の策定にあたっては、

- (1) DV 被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと
- (2) 幅広い分野にわたる関係機関等との連携
- (3) 被害者やその親族、支援者等の関係者の安全の確保を常に考慮すること
- (4) それぞれの市町村の状況を踏まえた計画とすること

が必要であるとし、被害者に最も身近な行政主体として、以下のことに積極的に取り組むよう求めています。

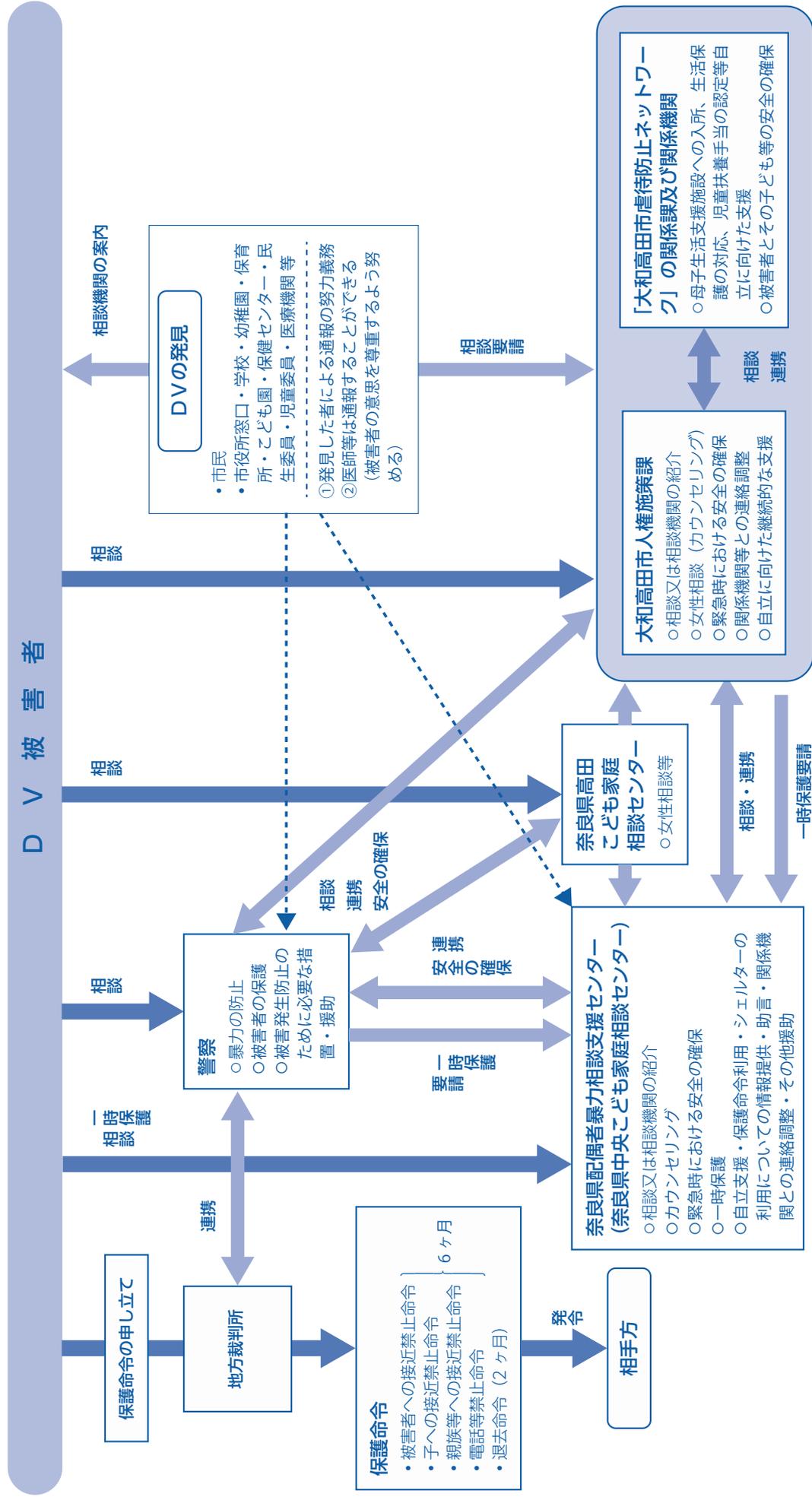
- (1) 相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること
- (2) 一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと
- (3) 一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うこと

以上の視点をもって、DV の根絶に向けた施策並びに被害者の立場に立ち、自立に向けた切れ目のない支援を行います。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
33	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要な女性に行き渡るよう、女性相談等、DV相談ができる窓口を周知徹底します。</li> <li>●相談者がひとりで悩むことなく安心して相談できるよう関係課及び関係機関との連携を図り、相談機能を強化します。</li> <li>●地域の身近な相談窓口となる民生委員・児童委員等に対しDVに関する情報提供や研修を実施します。</li> </ul>	人権施策課
34	被害者の安全な保護（被害者の子どもの安全も含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関・庁内各課が共通認識がもてるよう、DV対応マニュアルを作成します。</li> <li>●緊急に被害者の保護が必要となった場合、警察や奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携しながら、被害者及び同行家族の安全確保を図ります。</li> <li>●夜間の対応に関しては、警察や奈良県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。</li> </ul>	人権施策課 児童福祉課
35	被害者の自立を支える効果的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者情報保護のための住民基本台帳の閲覧制限について職員間の認識の共有化を図り、被害者保護を徹底します。</li> <li>●奈良県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び関係課と連携し、DV被害者への中長期的な支援として、生活の自立、心のケア等について様々な助言及び支援を行います。</li> <li>●母子父子自立支援員やハローワーク等と連携し、就労支援を行います。</li> <li>●地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。</li> </ul>	人権施策課 市民課 児童福祉課 社会福祉課 保護課 健康増進課
36	子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DVが要因の児童虐待もあることから、健診や育児相談、保育所・幼稚園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。</li> <li>●DVが子どもにも悪影響を及ぼすことから、家庭児童相談室等関係機関と連携し、被害者の子どもに対する精神的ケア等の支援を推進します。</li> <li>●DVから子どもを守るために家庭児童相談室や関係機関、保育所・幼稚園・学校現場等と連携し、被害者の子どもの身の安全を図ります。</li> </ul>	人権施策課 児童福祉課 保育課 健康増進課 学校教育課
37	デートDVに関する総合的な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間団体と連携し、若い世代のデートDVの実態の把握に努めます。</li> <li>●民間団体と連携し、デートDVに関して相談が受けられる体制づくりをし、周知します。</li> <li>●暴力をとまなわない人間関係を構築する観点から、民間活動団体と連携し、若年層や教育関係者に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。</li> </ul>	人権施策課 学校教育課

38	シニア女性、障がいのある女性、在住外国人女性等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者や障がい者、在住外国人のDV被害者に対して、関係課及び関係機関との連携を図り、相談体制の充実や安全な場の確保を図ります。</li> <li>●外国語によるDV相談情報の提供をします。</li> </ul>	人権施策課 児童福祉課 社会福祉課 保護課 地域包括支援課 健康増進課
39	関係機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「大和高田市虐待防止ネットワーク」の関係課及び関係機関との連携を強化します。</li> </ul>	人権施策課 企画広報課 生活安全課 社会福祉課 保護課 児童福祉課 保育課 健康増進課 地域包括支援課 学校教育課 青少年課
40	被害男性・加害男性への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間支援団体が実施する加害者更生プログラムについての情報提供をします。</li> <li>●女性から男性に対するDVが発生していることから、男性被害者への取組に努めます。</li> </ul>	人権施策課

DV被害者支援フローチャート



## 基本課題 8 困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会づくり

### 【現 状】

平成 27 年度では、生活保護受給の状況をみると、保護者数は 1,495 人、1,130 世帯で、高齢者世帯が約 60% を占め、母子世帯も一定の数となっています。高齢者に占める女性の割合は高いことから、母子世帯も含めて、生活の困窮に対する施策は男女共同参画の視点からの施策の課題であるといえます。

国においては、平成 27 年 4 月から、様々な困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う「生活困窮者自立支援制度」を開始し、本市においても、あらゆる相談に応じ、就労等の自立に向けた支援に取り組んでいます。

### 【課 題】

非正規雇用者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要です。生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められています

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方やライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮されて現れることに留意しなければなりません。そのため、高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するとともに、高齢期に達する以前から、男女共同参画に関するあらゆる分野における施策を着実に推進する必要があります。

女性である障がい者は、障がいに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して、生活支援、教育、雇用・就業、生活環境、差別の解消及び権利擁護の推進等の分野における施策を総合的に推進する必要があります。

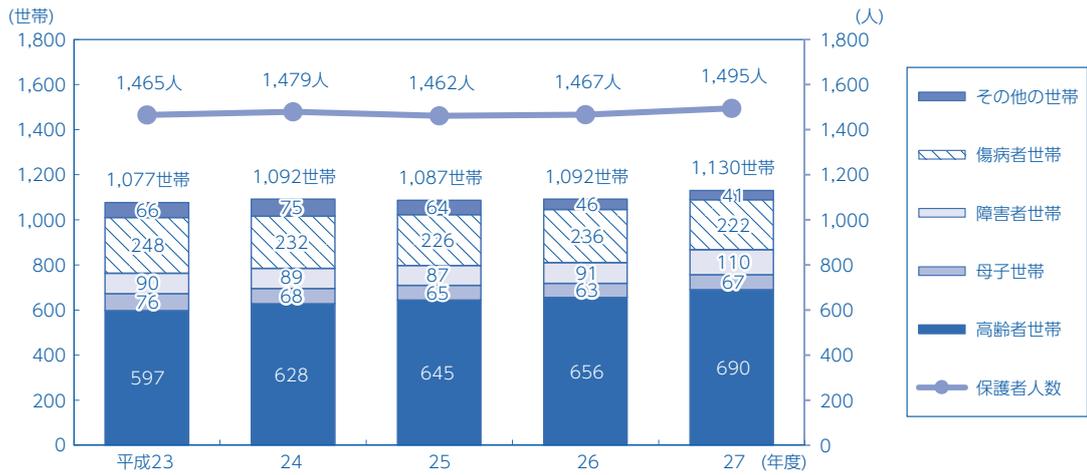
在住外国人女性が、言語の違いや文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、市内で生活する外国人への教育、就労支援、法律や制度、生活に関すること、DV 相談等についての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親をもつ子どもへの支援等について、実態を踏まえながら進める必要があります。

### 【今後の方向性】

障がいがあること、外国人であること、同和地区出身者であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならない等の人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる生活環境づくりが必要です。

図表 3-2-12 被保護世帯数の推移（大和高田市）



注) 各年度3月末のデータ（停止世帯は除く）。

資料：大和高田市保護課

【成果指標と活動指標】

成果指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
「大和高田市に住み続けたい」と思う割合 (「ずっと住み続けたい」+「当分は住み続けたい」割合の合計)	男女全体 64.2% (平成 24 年度)	男女全体 68%	企画広報課

活動指標	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
「生活介護支援サポーター」養成講座修了者数	女性 16 人 男性 1 人 計 17 人	男女計 40 人 (毎年度)	地域包括支援課
母子自立支援就労相談件数 (就職決定数)	16 件 (9 件) (平成 27 年度)	継続実施	児童福祉課

## 基本施策 20 困難を抱えた女性のための支援

高齢女性や障がいのある女性、ひとり親家庭の母親・父親、在住外国人女性、同和地域の女性等が安心して相談できる窓口の整備・充実を図ります。また、能力開発、社会参画促進、就労促進のための支援を充実し、働きたい女性が当たり前に通い続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、就業・生活面の支援を充実します。

在住外国人女性やその子どもたちに対しては、それぞれの文化的アイデンティティを尊重することはもとより、安心して暮らすことができるように多言語による情報提供や相談の充実、学習機会の提供を進めます。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
41	相談窓口の情報提供や相談機関との連携による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活の困難等に直面する女性やその子どもに届くよう、身近な相談窓口や民間活動団体の取組等の情報提供を行います。</li> <li>●課題解決のためのサービス事業の提供を行います。</li> </ul>	人権施策課 社会福祉課 保護課 児童福祉課 健康増進課 地域包括支援課
42	地域での助け合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で暮らすひとり親家庭の親子や高齢者、障がい者、在住外国人、同和地域の女性等が安心して暮らせるよう、各種地域団体や地域住民等により、地域の中で支え合うしくみを促進します。</li> </ul>	人権施策課 社会福祉課 保護課 児童福祉課 地域包括支援課
43	男女共同参画の視点に立った介護保険事業、地域支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点に立って「大和高田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進します。</li> </ul>	地域包括支援課
44	障がい者の生活自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（平成28年4月施行）に基づいた取組を推進します。</li> <li>●男女共同参画の視点に立って「大和高田市障害者福祉基本計画・障害福祉計画」を推進します。</li> </ul>	社会福祉課
45	国際理解・多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在住外国人の女性やその子どもたちに対して支援を行います。</li> <li>●ホームページ「やさしいにほんご」の充実を図ります。</li> </ul>	人権施策課 学校教育課 保育課 企画広報課

## 基本施策 21 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親世帯の実情に応じて関係機関等との連携を強化し、就業による自立の支援等を行います。

また、次世代への貧困の連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもが将来への希望がもてるよう、市民活動団体等と連携し、精神的な支えとともに教育の支援等を行います。

NO	具体的な施策	具体的な施策の内容	担当課
46	母子家庭・父子家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、生活支援、子育て支援、就業支援等を充実します。</li><li>●相談窓口の周知を図ります。</li><li>●母子父子自立支援員等の相談担当者等に対して、男女共同参画の視点に立った研修を充実します</li></ul>	児童福祉課 保護課

## 第4章

# 計画の推進

# 1 推進体制の整備

## 1. 庁内推進体制の充実

男女共同参画施策は、様々な分野に及ぶことから、全庁的な取組として各部署の連携を図るとともに、職員一人ひとりが意識改革を行い、男女共同参画の視点をもって施策を展開することが重要です。

今後はより一層、庁内の推進体制の強化を図り、市役所自体が男女共同参画を推進するモデル的な事業所として、男女がともに活躍できる職場づくりをめざします。

施策項目	具体的な施策・事業
(1) 全庁的推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画担当部署の明確化</li><li>「大和高田市男女共同参画推進本部」の組織体制の充実、強化</li><li>計画の総合的・効果的な実施を促進するため「大和高田市男女共同参画推進本部」による計画の進行管理</li><li>「大和高田市男女共同参画推進本部推進委員会」による調査、研究等の活動の充実</li><li>男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書の作成並びに公表</li></ul>
(2) 関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"><li>県所管課及びその他の関係機関との連携強化</li><li>近隣市町村等との連携による情報交換、協力体制の強化</li></ul>
(3) 男女共同参画モデル職場としての取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>性別にとらわれない職域拡大による能力の活用促進</li><li>女性管理職の登用の拡大</li><li>庁内各部における男女共同参画推進リーダーの養成</li><li>セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実</li><li>特定事業主行動計画の推進</li><li>職員研修の機会、内容の充実と研修受講職員の拡大</li></ul>
(4) 職員や関係機関従事者への研修の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>職員や関係機関従事者への男女共同参画、男女平等、人権に関する研修の充実</li></ul>

## 2. 男女共同参画審議会の機能充実

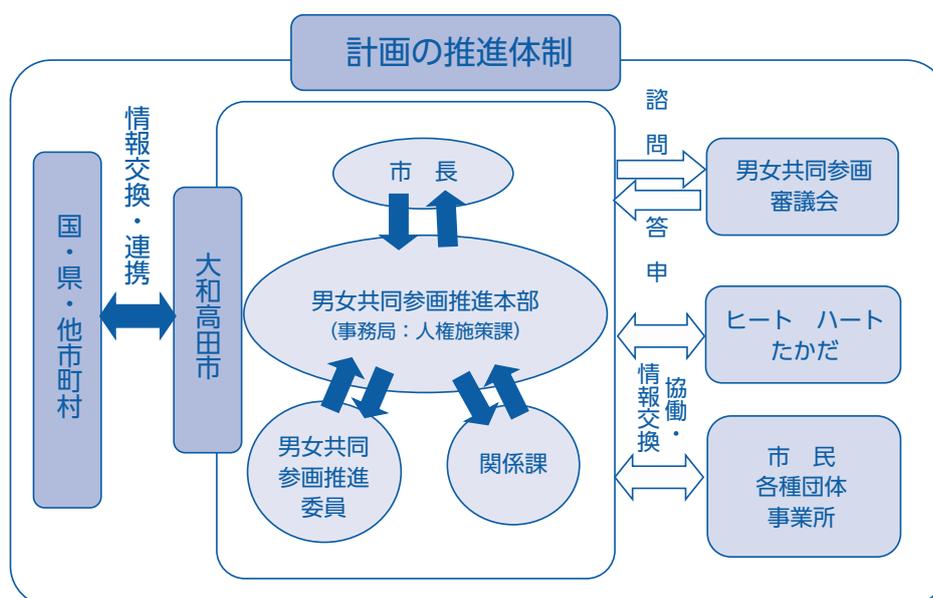
有識者や市民代表で構成される「大和高田市男女共同参画審議会」を設置し、施策の進捗状況の点検等男女共同参画施策の推進に関する検討、助言をいただき、施策に反映します。

施策項目	具体的な施策・事業
(5) 施策の検証、評価	<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況の検証、評価</li></ul>
(6) 苦情処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>苦情処理の機能充実</li></ul>

### 3. 市民との協働・連携による推進体制づくり

男女共同参画社会の実現には、行政だけではなく市民、事業所、各種団体等地域社会が一体となった取組が肝要です。ヒート ハート たかだ（男女共同参画推進市民会議）をはじめ男女共同参画の視点で活動する市民や市内事業所、地域活動団体、市民活動団体等と協働・連携をして取組を進めます。

施策項目	具体的な施策・事業
(7) ヒート ハート たかだとの連携	・ヒート ハート たかだ委員との協働による施策、事業の推進
(8) 市民グループ等との連携	・市民や各種団体、NPO 等との協働による施策、事業の推進



### 4. 【重点施策】男女共同参画を実現するための拠点の整備

男女共同参画のための拠点は、「男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場」です。

男女共同参画社会の実現は、行政のみで実現するものではなく、市民が自ら気づき、行動することで実現します。

啓発・学習、自主活動支援、相談、男女共同参画の視点をもった人材発掘・育成、調査・研究、文化活動、情報収集・提供等を推進しながら、男女平等・男女共同参画意識を醸成し、男女の自立、女性や子どものエンパワーメント等を図るための活動拠点を有することは、女性活躍の加速のためのみならず、男性の生き方の変革への取組として重要です。

施策項目	具体的な施策・事業
(9) (仮) 男女共同参画センターの整備	・男女共同参画の推進に向けた交流、活動、学習の場となる拠点の開設

## 2 計画の進行管理

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、大和高田市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

具体的施策の中で、特徴的な数値（具体的な活動量や活動実績を測るもの）を示すことによって男女共同参画の進捗状況がわかりやすくなるものを、活動指標に抽出・設定し、数値的な面から重点的に進めていきたい事業として、毎年度の成果を測り、フォローアップを行います。

各事業の実施状況、目標の達成状況は、大和高田市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受け、計画の進捗状況を市民にわかりやすく公表します。

### 【成果指標】

指標項目	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
男女の地位の平等感「社会全体でみて」で“平等”であると答える人の割合	女性 10.4% 男性 16.1%	女性 30% 男性 30%	人権施策課
「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (「知っている」+「聞いたことはある」割合の合計)	女性 54.1% 男性 51.4%	女性 70% 男性 70%	人権施策課
「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方 (「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」割合の合計)	女性 48.3% 男性 63.7%	女性 30% 男性 50%	人権施策課
男女の地位の平等感「学校教育の場」で“平等”であると答える人の割合	女性 49.4% 男性 53.7%	女性 60% 男性 60%	人権施策課
審議会等の女性委員の割合	27.5% (平成 27 年度)	35%	人権施策課
男女の地位の平等感「職場」で“平等”であると答える人の割合	女性 16.7% 男性 22.7%	女性 30% 男性 30%	人権施策課
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉の認知度 (「知っている」と「聞いたことはある」の合計)	女性 37.5% 男性 41.4%	女性 60% 男性 60%	人権施策課
男女の地位の平等感「地域活動の場」で“平等”であると答える人の割合	女性 24.4% 男性 36.5%	女性 35% 男性 45%	人権施策課
健康寿命 (65 歳平均自立期間)	女性 19.47 年 男性 16.86 年 (平成 25 年(H24-26))	男女とも延伸	奈良県健康づくり推進課 (健康増進課)
「男はしんどい、つらい」と感じる男性の割合	48%	減少	人権施策課
ドメスティック・バイオレンス(DV)やデートDVを女性への人権侵害と思う人の割合	女性 53.7% 男性 49.5%	女性 70% 男性 70%	人権施策課
「大和高田市に住み続けたい」と思う割合 (「ずっと住み続けたい」+「当分は住み続けたい」割合の合計)	男女全体 64.2% (平成 24 年度)	男女全体 68%	企画広報課

【活動指標】

指標項目	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
市ホームページ「男女共同参画」のページのアクセス数	231 件 (平成 27 年度)	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
ヒート ハート たかだの啓発活動への参加者数	男女計 1,136 人 (平成 27 年度)	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
市職員「男女共同参画研修」の開催回数	年 2 回 (新規採用者、階層別)	継続開催	人権施策課 人事課
教職員の「男女共同参画に関する研修会」への参加回数	年 6 回	前年度以上 (毎年度)	学校教育課
地区別懇談会の受講者数	男女計 633 人	前年度以上 (毎年度)	人権施策課
男女共同参画情報誌「はーもにー」の発行	年 1 回 全戸配布	継続発行	人権施策課
市の管理職（課長補佐以上、医療職職員を除く）に女性が占める割合	25.9% (平成 27 年度)	30%以上 (平成 32 年度)	人事課 (特定事業主 行動計画より)
校長・教頭職に女性が占める割合	校長・教頭共に 〈小学校〉 8 校中 1 名 (12.5%) 〈中学校〉 3 校中 0 名 (0%)	継続的に増加	学校教育課
女性リーダーの発掘・育成による審議会等委員への登用人数	1 人	継続的に増加	人権施策課
大和高田市いきいき会社宣言事業所登録数	14 社 (累計)	40 社 (累計)	人権施策課
マザーズセミナーへの参加者数	10 人	30 人 (毎年度)	人権施策課
市男性職員の育児休業取得者数	0 人	3 人以上 (平成 32 年度)	人事課 (特定事業主 行動計画より)
新規起業件数	14 件 (平成 26 年度)	70 件 (累計) (平成 27 ~ 31 年度)	産業振興課 (大和高田市 まち・ひと・ しごと創生総 合戦略より)

指標項目	平成 28 年度 現状値	平成 38 年度 目標値	出所 (担当課)
自治会の会長職に女性が占める割合	4.4% (137人中6人)	10%	自治振興課
自主防災組織の役員における女性の割合	28.6% (721人中206人)	35%	自治振興課
市民交流センター（コスモスプラザ）の市民活動団体登録数	—	100 団体（累計） (平成 31 年度)	市民協働推進課 (大和高田市 まち・ひと・ しごと創生総 合戦略より)
男性向け料理講習会への参加者数	57 人 (平成 27 年度)	89 人 (毎年度)	人権施策課 生涯学習課 健康増進課
男性向け子育て講習会への参加者数	75 人 (平成 27 年度)	前年度以上 (毎年度)	児童福祉課 健康増進課
子宮がん検診の受診率 (20～69歳)	24% (平成 27 年度)	50%	健康増進課
乳がん検診の受診率 (40～69歳)	31.5% (平成 27 年度)	50%	健康増進課
健康ホットライン (こころの相談)	男女計 10 人 (平成 27 年度)	継続実施	健康増進課
暴力防止、暴力根絶のための啓発活動（パープルリボン運動）参加者数	—	1,000 人（累計）	人権施策課
「生活介護支援サポーター」養成講座修了者数	女性 16 人 男性 1 人 計 17 人	男女計 40 人 (毎年度)	地域包括支援課
母子自立支援就労相談件数 (就職決定数)	16 件 (9 件) (平成 27 年度)	継続実施	児童福祉課

## 資料

計画策定の経緯	76
用語解説	77
大和高田市男女共同参画推進条例	80
大和高田市男女共同参画審議会規則	84
大和高田市男女共同参画審議会委員名簿	86

## 計画策定の経緯

年 月 日	件 名
平成 28 年 8 月 22 日	第 1 回男女共同参画審議会 ・平成 27 年度大和高田市男女共同参画プラン（第 2 次）実施状況報告 ・大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画（第 3 次）策定について（市民意識調査票の設計）
平成 28 年 9 月 13 日 ～ 9 月 27 日	男女共同参画社会についての市民意識調査
平成 28 年 11 月 1 日	第 2 回男女共同参画審議会 ・大和高田市男女共同参画プラン ビッグステップ（第 2 次）の総括と課題および第 3 次男女共同参画計画の体系について
平成 28 年 11 月 14 日 ～ 11 月 15 日	男女共同参画計画（第 3 次）策定に係る男女共同参画施策推進状況調査のための庁内ヒアリングの実施
平成 28 年 11 月 30 日	第 3 回男女共同参画審議会 ・大和高田市男女共同参画計画（第 3 次）の素案について
平成 29 年 1 月 6 日	第 4 回男女共同参画審議会 ・「大和高田市男女共同参画計画（第 3 次）素案」パブリックコメント前の最終案について
平成 29 年 1 月 16 日 ～ 1 月 30 日	大和高田市男女共同参画計画（第 3 次）【案】に対するパブリックコメントの実施（意見提出件数 0 件）
平成 29 年 2 月 6 日	第 5 回男女共同参画審議会 ・「大和高田市男女共同参画計画（第 3 次）素案」最終案について

- ◆**インセンティブ付与**／市内に所在する事業所の男女共同参画の実現に向けた自主的な取組を促進し、働きやすい職場づくりの推進を図るための企業表彰や優良企業に関する情報発信等のこと。
- ◆**M字カーブ**／日本の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年齢階級別にグラフ化した時、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのM字のようになること。
- ◆**LGBT等**／L（レズビアン）：女性の同性愛者、G（ゲイ）：男性の同性愛者、B（バイ・セクシュアル）：両性愛者、T（トランスジェンダー）：性同一性障がい者を含む身体の性と心の性が一致しない人の頭文字を取った総称で、LGBTだけでなく、様々な性のありようがある。
- ◆**エンパワーメント**／本来もっている力を引き出し、自らが力をつけることで、個人的な能力、経済的・社会的な意思決定の場での発言力の向上や政策決定への参画等様々な能力を獲得すること。
- ◆**(DV) 加害者更生プログラム**／DV加害者の更生のための再発防止、コミュニケーションスキル訓練等を含む教育プログラム
- ◆**家族経営協定**／家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ て農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。
- ◆**キャリア教育**／主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育のこと。
- ◆**健康寿命（65歳平均自立期間）**／65歳の人が、今後も日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間をいう。平均余命から介護が必要な期間（平均要介護期間）を差し引いた期間に相当する。65歳時の平均自立期間を「健康寿命」としている。大和高田市の「健康寿命」は奈良県算出データを活用。
- ◆**ゲートキーパー**／自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
- ◆**固定的な性別役割分担意識**／男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。
- ◆**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**／一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動についても自ら希望するバランスで展開できる状態であること。
- ◆**ジェンダー**／「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
- ◆**女性の自己決定権**／女性が自分で自分のことを決めるということであり、自己決定権とは、そうする権利のこと。
- ◆**人身取引**／暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に連れ去り、売買し、売春や強制労働、臓器摘出等の搾取をすること。

- ◆**ストーカー行為**／特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する事項を告げる行為等を反復して行うこと。
- ◆**セーフティネット**／「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するためのしくみのこと。すなわち社会保障の一種。
- ◆**性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）**／性的少数者、性的少数派。性別違和感がなく異性を愛する人が多数者であることに対し、LGBT等の人たちを総称して使うことが多い。
- ◆**性同一性障がい**／医学的な疾患名。身体的な性別に不快感、違和感等を持ち、身体を変え、反対の性で生きることを望む。
- ◆**セクシュアル・ハラスメント**／相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は、性的な言動により労働者の就業環境が害されること」とされている。
- ◆**積極的格差是正措置（積極的改善措置・ポジティブ・アクション）**／様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的格差是正措置の例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的格差是正措置は国や地方公共団体の責務とされている。女子差別撤廃条約では、この暫定的な措置を差別と解してはならないと規定している。
- ◆**ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）**／友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいう。Facebook、mixi、LINE等がある。
- ◆**ダイバーシティ**／「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
- ◆**男性中心型労働慣行**／勤続年数を重視しがちな年功的な処遇のもと、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行のこと。
- ◆**地域活動団体・市民活動団体**／地域活動団体とは自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消防団等、地縁の組織。市民活動団体とは、課題解決型の組織。
- ◆**DV（配偶者等からの暴力・ドメスティック・バイオレンス）**／一般的には、配偶者や恋人、元配偶者等「親密な関係にある（あった）」者からふるわれる暴力のことをいう。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（平成13年4月13日公布）が定義する「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚や、離婚後も引き続き暴力を受ける場合に、平成25年改正法では、生活の本拠をともにする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）が含まれた。被害者は男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者の多くは女性であり、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇等による精神的暴力、性行為の強要等の性的暴力、人との付き合いを制限する等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、子どもを巻き込む暴力等が含まれる。
- ◆**デートDV**／結婚していない交際相手、デートするような特に10代、20代の若い間柄に起こるDVのこと。
- ◆**男性相談**／「男らしさ」の縛り、固定観念から生じる男性の悩み等に、専門の男性相談員が応じる。

- ◆**ネグレクト**／虐待の種類。養育者による衣食住の世話の放棄。家に閉じ込める、病気になっても病院に連れていかない、乳幼児を家に残したまま外出したり、車に放置する、適切な食事を与えない等がある。
- ◆**年齢階級別労働力率**／年齢階級別（5歳おき、10歳おき等）にみた労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）のこと。日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した時、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのM字のようになることをM字曲線という。
- ◆**配偶者暴力相談支援センター**／配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく施設で、被害に関する相談や相談機関の紹介、被害者の心身回復のための指導、被害者及び同伴児童等の一時保護、被害者が自立して生活するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整、被害者を居住させ保護する施設の利用についての援助、保護命令制度の利用についての援助を行う。
- ◆**パープルリボン**／国際的な女性に対する暴力根絶運動のためのリボン。紫（パープル）のリボンをつけることで、家庭や地域等から暴力をなくし被害者の安全を守りたいという意思表示になる。
- ◆**パタニティ・ハラスメント**／育児休暇取得や育児のための短時間勤務等を申し出る男性に対するいやがらせを表す言葉。
- ◆**フェミニストカウンセラー**／社会が女性に求めているあり方や役割が、女性の生き方に影響を与え、女性の悩みを生み出しているという視点をもって、それぞれの女性の抱える問題や悩みの解決に向け相談に応じる女性相談員。
- ◆**文化的アイデンティティ**／自分が属している集団についての考えを基礎に、自分がその集団の一員であるという意識・感覚をいう。
- ◆**母性健康管理指導事項連絡カード**／女性労働者が、妊娠中又は出産後に主治医等が行った指導事項の内容を、事業主へ的確に伝えるためのカード。このカードが提出された場合、事業主は記載内容に応じ、男女雇用機会均等法第13条に基づく適切な措置を講じる義務がある。
- ◆**マタニティ・ハラスメント**／職場において妊娠や出産者に対して行われるいやがらせを表す言葉。
- ◆**メディア・リテラシー**／メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
- ◆**ライフスタイル**／生活の仕方。生活様式。
- ◆**ライフステージ**／人の誕生から成長過程について、乳幼児期、学童期、青年期、成人・壮年期、高齢期等のそれぞれの段階のこと。
- ◆**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**（性と生殖に関する健康と権利）／リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない」とされている。
- ◆**6次産業化**／農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物をはじめとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

# 大和高田市男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 19 日条例第 1 号

我が国においては、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際社会の動きと連動して、あらゆる分野において「女子差別撤廃条約」を機軸として法制度の整備がなされてきた。

しかし、現在の社会の仕組みや慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識や性に基づく偏見や差別は依然として根強く残されており、真の男女平等の達成のためには多くの課題が残されている。

本市においては、近年、人口増加に停滞がみられるものの、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が着実に進行しつつある。また、大阪通勤圏のベッドタウン化等による地域コミュニティの空洞化等、地域社会のあり方が問われ、新しい価値観によるまちづくりが求められている。

一方、情報化、国際化の進展、産業構造の変化とともに、本格的な少子・高齢社会を迎え、大和高田市が「新商都たかだ」として、新たな進展の道をきりひらき、だれもが豊かで安心して暮らせる社会をつくるために、女性と男性が互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会をつくるのが緊急の課題となっている。

大和高田市は、まちづくりの基本理念である「夢と希望と感動にであうまち・大和高田市」を目指して、男女共同参画社会の実現を市政の重要政策と位置付け、女性と男性が互いの個性を認めつつ、対等なパートナーとしてまちづくりに参画し、ともに責任を担う社会を形成していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、大和高田市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われ

なければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組む。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保と体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とした権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者、恋人等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び人権を侵害する性的な表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、大和高田市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定し、及び変更したときは、速やかにこれを公表しなけれ

ばならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮する。

(教育における男女共同参画の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努める。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に、参画する機会に格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置を講ずるよう努める。

2 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行う。

(年次報告)

第14条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 市は、広報活動等を通じて、市民及び事業者が男女共同参画社会について理解を深めるよう適切な措置を講ずる。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第16条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずる。

(事業者等の表彰)

第17条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者等を表彰する。

(市民等の申出)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して申出があった場合は、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談があった場合は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して必要な措置を講じなければならない。

(男女共同参画週間)

第19条 市は、市民及び事業者が基本理念に関する理解を深め、男女共同参画の推進に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画週間を6月に設ける。

(男女共同参画審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、大和高田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

# 大和高田市男女共同参画審議会規則

平成 14 年 4 月 1 日規則第 31 号

改正 平成16年11月22日規則第 30 号

平成17年 4 月 1 日規則第 25 号

平成20年 3 月31日規則第 18 号

平成26年 9 月30日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和高田市男女共同参画推進条例（平成 14 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、大和高田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申出に係る調査審議等)

第 5 条 審議会は、条例第 20 条第 1 項の規定による審議を行うほか、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 条例第 18 条第 1 項の規定による市民等からの申出について市長から依頼を受けた事案について調査審議すること。

(2) 前号の規定による調査審議の結果を審議会の意見を付して市長に報告すること。

2 前項第 1 号の申出について、特に専門的な検討が必要と認められる場合は、委員の中から会長が指名した者により調査審議することができる。

3 前項の規定により調査審議したときは、その結果を審議会に報告し、審議会の上承を得るものとする。

4 審議会は、前項の規定により上承したときは、審議会の意見を付してその結果を市長に報告する。

(表彰部会)

第 6 条 条例第 17 条の規定による表彰に関し、被表彰者の選考について審査するため、審議会に表彰部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に部会長を置き、会長をもって充てる。

3 部会員は、会長が指名する委員をもって充てる。

- 4 会長が必要と認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。
- 5 特別委員は、表彰事項に関し専門的知識を有する者の中から、会長と協議の上、市長が委嘱する。
- 6 部会は、会長が招集する。
- 7 部会長は、会議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権施策課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開かれる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成16年11月22日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第27号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

## 大和高田市男女共同参画審議会委員名簿

(平成 29 年 3 月末現在、50 音順・敬称略)

	名 前	所 属	備考
1	礪 川 清 栄	大和高田市立片塩小学校 校長	
2	佐々木 育 子	奈良総合法律事務所 弁護士	
3	佐々木 央 子	ヒート ハート たかだ 委員	
4	巽 千津子	部落解放同盟大和高田市支部協議会 事務局長	
5	中 尾 勝 二	公募委員	
6	中 川 孝 士	関西電力株式会社 奈良支社 高田統括部長	
7	浜 岡 政 好	佛教大学 名誉教授	副会長
8	槇 村 久 子	京都女子大学 宗教・文化研究所 客員教授	会 長
9	増 田 武 雄	大和高田市町総代連合会 会長	
10	三 浦 康 代	公募委員	

## 大和高田市男女共同参画計画 ビッグステップ（第3次）

平成29年（2017年）3月

発行 大和高田市人権施策課男女共同参画推進係

〒635-8511 大和高田市大字大中100番地 1  
TEL：0745-22-1101 FAX：0745-52-2801  
E-mail [gender@city.yamatotakada.nara.jp](mailto:gender@city.yamatotakada.nara.jp)

### 男女共同参画計画 ビッグステップ（BIG STEP）の名称について

“男女共同参画に向けて、大きく歩みを進めましょう”という期待がこめられています。第1次プランで名づけられた名称ですが、更なるステップを進めるため、継承していきます。

